

【建設部関係】

議案第52号 令和3年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について 【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

○委員長 初めに、用地管理課所管から質疑を行います。

決算書212ページから231ページ、附属明細資料105ページから119ページまでについて、質疑はありませんか。

Q おはようございます。よろしく申し上げます。

用地管理課さんは、すみません、1点だけお願いします。

説明資料の110ページ、河川管理事務事業、これ前にもちょっと質疑をしたこともあると思いますけれども、決算ベースですので、河川愛護活動について確認させていただきたいと思います。

コロナ禍で、要するに地区が担当するこういう河川整備みたいなものをやめていたところもあるんですけれども、去年より、去年の決算が令和2年の決算151万に対して、少し増えてきていると。56団体が参加したということなんですけれども、ちょっと全体にかかることなんですけれども、非常に地域が高齢化してしまっていて、今までその川に入って土砂をかき出したりという作業が、今後なかなか難しくなる地区が出てくるのかなと思うんですけれども、この決算ベースから考えて、そういうようなものというのを検討しているのでしょうか。そのことについて、質疑というか確認をさせていただきたいと思います。

A この河川管理事務につきましては、ここについては、ハード的な面というよりもソフト的な面という形が多いので、建設部としての対応だと思うんですけれども、やっぱり川の管理、維持というのは必要になってくると思いますので、その辺は考えていかなければいけないのかなという考えはあります。

以上であります。

Q すみません。高齢化に対応するという事になると、政策的なことになるのかもしれないんですけれども、基本的にはそこで地区のほうから、この範囲の草を刈るのでということで、その面積に応じた予算というか、予算要望をするわけですよね。例えば、距離が短くなっているとか、そういうことっていうのはあるのでしょうか。

A これ面積とかによって変わってきますので、面積が小さくなればそれなりにこの補

助金の面積割で、面積ごとによって決めてありますので、そこで変わってくることはあります。

Q ですから、その辺はどういうふうに見ているかということ、ちょっと聞きたいんですよ。要するに、今までだったらこの面積はできたんだけど、高齢化が進んでいるので規模を小さくしているような感じがあるのかという、そういうことをちょっと聞いているんですけども。決算ベースで分からなければ、これ決算審査ですので、また政策的なことは別の機会に質疑させていただきますけれども。

A すみません、個別に箇所ごとの面積、意向はちょっとそこまでちょっと整理はしなかったものですから、整理しましてまた示すような形をとりたいなと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

A 議員おっしゃる地元のやる面積がどんどん減っている、高齢化とかということは、地元の要望の中で建設課がかなり預かっていて、用地管理課に申請するのは自分ちでやる分ということであるんですけども、やれない分という御意見は建設課のほうで預かることがかなり多くなっております。その中で、河川、今ここの管理費としては用地管理課ではやっているんですけども、建設課が預かる自分ち維持補修、維持のための予算です、そちらで大体それらを補填していく形には今なっているんですけども、その意向が少しずつやはり建設課で預かる案件が多くなってきているというのは、承知しております。まだ予算ベースでは、数字的な話になると、まだそこまでの動きというのは、顕著として出てきているわけじゃないんですけども、市全体とすれば、いろんな道路の草刈りから何からも含めて、やはりそういう地域でやれない事情というのは、かなり建設課で背負う形になってきますので、今後やり方については、内部でその辺の意向をしっかりと探った上で、道路とか川に影響がない形でしっかりと維持ができればとは思っております。

以上です。

Q おはようございます。よろしく申し上げます。

成果説明資料の119ページになります。事業名が2の市営住宅管理事業、決算額が9,168万6,000円ということで、事業の内容を見ますと、そのうち借地料が9団地分の1,006万7,000円ということで、1割2割ぐらいになるのか、大体その事業費の中の、内訳の中の大半を占めているわけなんです、令和3年度決算において、ここの借地料は例年どおりお支払いしているんじゃないかなと思うんですけども、公共施設の再配

置の関係から、いろいろその借地料についてはお返しするとか、あとは買い上げるとか、いろんな方法で公共施設のコスト削減ということが、全庁的に行われていると思うんですけども、令和3年度において、地主さん等の間で、例えば建設部が地主さんと例えばそんなような交渉、具体的に何か進展があったのかどうかというのを、まずお聞きしたいと思います。

A すみません、これ市営住宅という面があるものですから、市営住宅に住んでいる人というのを、まず先に話をしなきゃいけないというところありまして、そちらの交渉をやっているところではあります。ただ、今移動していただきたいなと思うところもあるんですけども、やはり高齢というものと、あと障害等を持っている方がいるところもありまして、なかなかそれで移動先とか、今は移動の費用とかというものもちょっと考えてはいるんですけども、その辺を提示しても、なかなかその移動先へと動いてもらえないというところがあるものですから、そこでちょっと今停滞をしているというところがありまして、それができないと借地の返還とかという形のほうには動けないかなというところにはあります。

それと、借地の金額なんですけれども、かなり低い金額であるものですから、ここについては買取りというよりは、借地でいくほうが市民たちの負担は少ないのかなという判断ではいます。

以上になります。

Q 今の御説明でいくと、まず入居されている方の意向を確認しないといけないことで、令和3年度についてはそういったことをやったと。結論としては、これ見込みなんでしょうけれども、借りていたほうが行政コストからすると安いというような判断ということですから、今後も借地料については、買上げとかというよりも借りたままということで行くんじゃないかなというふうに、今お聞きしましたけれども、例えば周囲住宅についても、入居率とかそういったこともあると思うんですよね。市民の皆さんの意向、いわゆる入居者の意向で、例えばもっと利便性の高い市営住宅のところに行きたいとかそういったこともあって、そうじゃないところはなかなか入居率が上がってこないというところもあると思うんですけども、そういうところで、令和3年度はこの9団地、それ以外にもあるんですけども、全体としてここは入居者の皆さんに説明するに当たって、将来的に地主さんに結局お返しするような形になると思うんですが、市営住宅としての機能をやめざるを得ないなというふうに、そういうふうなことの検討というのは、建設部内でいろんな検討がなされたんでしょうか。

A 最初のほうで委員言われました再配置計画の中で、市営住宅について長寿命化計画と
いうのを立てておまして、その中でここは残す、ここはちょっと廃止の方向で進むと
いう形のもので進めております。ただ、湯ヶ島地区についてはかなり多い、数的には多
いところもありますし、平屋とかあって面積の割には入居がなかなか戸数がいかない
というところもあつたりしますので、湯ヶ島のほうについては廃止の方向では考えた
いという個数を挙げて、計画を立ててあります。

Q 差し支えなければ、廃止の方向で検討しているところを教えてください。

A すみません、ちょっと用意したんですけれども、見つからないものですから、後で話
をさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

Q 結構です。

Q 附属説明資料の110ページで、砂防関連、直轄砂防の関係なんですけれども、今直轄
砂防で堰堤の改修が行われているのを見かけるんですけれども、要するに流木止型に
する、スリット型にする改修が行われているのを見かけるんですけれども、そういった
場合に市の負担金というものはあるんですか。

A 市の負担金はないです。

Q そうすると、今市内で行われている成果というか、何か所できたかというのは把握し
ていないわけですか。

A やっている箇所については報告とかがあるんですけれども、出来上がったところで
の報告はちょっとないものですから、そういうことが必要ということであれば、逐一確
認して、情報を得るような形をとりたいなと思っております。

Q 予算にないものではっきりお答えはできないと思うんですけれども、予算というか
決算にないもので。筏場で数年前に行われて、城の上流でも行われているのを自分確認
したんですけれども、7月、松崎で、雲見で災害があったときに、流木が橋にかかって
浸水したということがあるもので、それがどの程度、今市内でもその安全性が確保され
てきているのかなということを、ちょっと確認したかったんですけれども、それは決算
にないもので、今回あれですから、また改めて。ありがとうございます。

A すみません。今の計画というか今の進捗状況ということで、用意したいと思ったん
ですけれども、ちょっと今用意できなかったものですから、やっぱり必要だということ
です。今後はちょっと用意するような形を取りたいと思います。

Q 附属説明資料の118ページ、牧之郷駅周辺整備事業の……失礼しました。

○委員長 次の会でやってください。

Q せっかく来ていただいているので、決算に当たって、情報共有という意味もありますので、地籍調査のことをちょっと確認させてください。

繰越明許を含めて、4年度は7,700万余を……。

○委員長 ページを先に言ってください。

Q 説明資料の116ページの地籍調査事業です。

繰越明許含めて7,700万余の地籍調査やっています。どんな地籍調査の事業の内容だったのかというのを確認をさせてください。どういう方法で、ここはこういう方法でやっていますよとか、全体的な進捗とかはこの間説明いただいたので、事業の中身についてもうちちょっと、決算ですので、3年度どんな状況だったかというのを、もう一回ちょっと確認をさせていただきたい。天城峠工区はどんなだったとかというようなことも、分けてお願いします。

A 3年度につきましては、冷川から土肥の地区になります。あと、徳永も中伊豆ですね。すみません、冷川、中伊豆、あと瓜生野、修善寺、八木沢というところまでについては、リモートセンシングという地上法という形のもので、現地で立会いという形で境界を確認していたという作業で進めていきました。ただ、今回は今コロナということもありまして、本来であれば皆さんにできるだけ現地へ来ていただきたいということもあるんですけれども、やっぱりコロナということもありまして、なかなか人が集まれないと、遠くからも来れないというところもありますので、郵便で対応という形を取ることがほとんどです。郵便でその状況のものとか、立ち会っていただいた内容のものとかを、写真とかを撮って送らせていただいて、それで確認をしていただいて了解を得ているという形を取るのが、ほとんどになっています。ですので、実際のところ、現地で立ち合えば、立会いということは関係者の人がみんなが集まるので、その場でなるべく、簡単ではないですけれども、何か早めに、皆さんに納得していただいてということもあるんですけれども、郵便で対応になりますと、やはり一人一人の対応になってしまうものですから、少し時間かかるというのは、今までよりは時間がかかっているような状況はあります。ただ、それでなかなかまとまりにくいというところで時間がかかっているような現状ではあります。それと、天城峠につきましては、1 2 3 4 5と5地区に分かれているんですけれども、これは実際のところトンネル部分あるものですからトンネ

ル以外のところ、開口部ということで、こういう形で工区を分けさせていただきました。それと、短期間で行いたいなというところもありましたので、なるべくだったら多くの業者ということも考えて、この5工区という形をとって実施させていただきました。このリモートセンシングについては、航空写真というものと、あとはGPSを使ってデータを作ります。そのデータを、ただ画像で見てもらうところもあるんですけども、画像ですと、それが解像度があまり高いものではないので、結構現地で行くような状況にはなっていません。ただ、座標では見えるものと、ある程度の高さから見たような航空写真的な画像が見られるものですから、それで確認をしていただいで進めているという状況にはなっております。こちらにつきましても、予定している状況の中で職員のほうに頑張ってくださいまして、皆さん承知をしていただいで進んできた。最近なんですけれども、これ情報なんですけれども、ここではないんですけれども、この後法務局のほうへ届出をしているような状況もあります。そちらで認められて、やっぱり今までのほうと交換されると変わってくる場所ありまして、最近なんですけれども、それが登記ができたという状況にあるというような状況になっております。

以上であります。

Q 天城峠部分というのはあれですよ、天城北道路の工事のための調査を市でやっているという考え方でいいですよ。それで今、リモートセンシングというので、要するに航空写真とか赤外線を使って地形を分かるようなもの、資料作ってやっているということだと思っんですけれども、実際それを地権者さんに見てもらってやっているということでもいいですよ。2つ。

A この天城峠、今後行く月ヶ瀬インターから天城峠に向かったの区間になります。伊豆市としては、国有林は地籍調査の対象外になっております。ですので、国有林までの間になります。その間の間という形になっております。これについては、工事に先立ってこの調査、所有者調査というんですかね、畑を確認するものと土地の境界を確認するという形で実施させていただきました。それと、確認の仕方なんですけれども、実際のリモートセンシングという方法ですと、やっぱり写真で見ると、航空写真で見て、それに座標を落として、公図とかで見ると筆ごと絵みたいなものが出るわけなんですけれども、それを重ね合わせたものを見ていただいで確認する状況になります。ただ、それだけでは現地の状況、あとは林班図みたいなものとか、植栽の状況がいろいろ変わってくるところが分かるような、色分けしたような図面とかがあるんですけれども、そういうので見てもらったり、高低差を赤かったり黒かったり、そういうような色で判別して高

低差を分かるようにしたものとか、そういう形のものも作ってあります。ただ、それだけでもなかなか分かりにくいというところもあるだろうと考えましたので、業者のほう、これはちょっとやっていただいたところもあるんですけども、ジオラマみたいな模型を作っていただいて、それでなるべく現地が分かるような形で、境目が分かるような状況にして、それで確認させていただきませう。そのような形で今回進めさせていただきました。

Q 1点だけ、お尋ねいたします。

成果説明資料の105ページの道路管理事業の中の道路境界確定通知電子化業務委託料とあります。その成果として、境界確定通知を電子化ということより、適切かつ迅速な管理を行うことができたという内容になっていますけれども、もう少し具体的に内容説明をしていただけますか。

A これについては道路工事もあったり、民間から出てくるような宅地開発とかする場合に、道路とか川とかの境界を確認する作業があります。それについて、境界確認した、確認できたという通知、確認できた結果になるんですけども、その通知とか図面類を、実際は紙ベースで来るのでアナログの状況ではあるんですけども、それをデジタルデータにして、職務上に対応できるように画面上のデータとして取り込んで、その筆をクリックすればその内容が出てくるというような情報を、職員が扱っているシステムの中に入力をするという業務になります。

Q この中に通知って書いてあるんですけども、これは地権者への通知ですか。それと、金額的に126万5,000円ってなっているんですけども、令和3年度には何件ぐらいあったのか、お尋ねいたします。

A 電子化業務になりますけれども、これは相手に通知ができたものということで通知ということで、業務委託名は書かせていただいてありまして、件数については45件になります。

Q また後でもいいですから、その地目別の数字がどうなっているのか、今分かればいいんですけども、分からなければ後でも結構です。

A すみません、ちょっと地目別までは用意していなかったものですから、後でよろしいでしょうか。

Q よろしくお願ひします。

これ、ここで合うかどうか分かりませんが、説明資料の1の17ページ、不納欠損処理のことでちょっとお聞きしたいんですけども。市営住宅使用料のところでは47万400円というのが不納欠損になっているんですけども、債権の放棄（破産）って書いてあるんですけども、そこをちょっと説明していただけますか。

A すみません、これについてもちょっと今用意していなかったものですから。これについては自己破産の人がお1人いたということで、それについて自己破産ではないと不納欠損にできないので。ということで、破産ということで処理をさせていただいたんですけども。すみません、今ちょっと資料が手元になくて。すみません。

○委員長 後でわかりますか。

A 分かります。

Q 債権放棄というのは、5年後の債権放棄ということ……。

A 5年ではなくて自己破産。

Q 自己破産。放棄は一応何年間たったら放棄することで、自己破産ばかりですか、この47万という数字は。

A 市営住宅のそれについては自己破産というもので、時効というものはないものから。

○委員長 すみません、今マイクが入ってなかったようです。もう一度お願いします。

A すみません。これ時効という行為はないものですから、自己破産だけになります。今回については。

Q そうすると、自己破産ということは、もうこれは住んでいないということよろしいんですか。住んでいるということは、また家賃が発生すると思うんですけども、そこら辺はいかがですか。

A すみません、その辺の情報もちょっと今ないものから。今これは債権放棄で委員会のほうに出されているところもありますので、書類はありますので、これもどういう人が対象になっているかというのは、後ほど説明させていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

Q そうすると、これ、47万が全額自己破産と言われましたんですけども、この市営住宅の部屋代の不払いというのは、この中にはあるんですか。この中にはないけれども、今現在あるんですか。未納処理という形で。

A 滞納ということですか。未納。

Q 聞きたかったのは、全部これが破産ということだったんですけども、今の現在処理

していない未納、家賃の不納処理というのは、質問していいのかな。どれぐらいあるのかというのは。

A 現在での滞納額、全体的な滞納額ということでよろしいですか。

すみません、よろしいでしょうか。説明資料の72ページになるんですけども、そちらのところに市営住宅という項目があります。その下の段のところに、真ん中よりも右側になるんですかね。そこに不納欠損の金額と、収入未済額があります。市営住宅としては、現年度過年度合わせて981万7,600円の滞納があると、未済額ということで金額的にはある形になっております。

Q 最後にします。

この未納額が、将来不納欠損処理にされる可能性っていうのはあるんですか。

A 不納欠損の対象になるような事案が出てくるのであれば、全部ではないと考えています。ただ、やっぱり滞納でありますので、なるべく収入と、徴収をするということは考えていかなきゃならないと思いますけれども、ここで対象のところでありましたような債権放棄、自己破産とかという形のもが出てくるのであれば、それは放棄をしなきゃならないという形になるのかなと考えております。できるだけ、未納ですので、徴収しなきゃいけないと考えておりますので、徴収の努力は続けたいと考えております。

Q この債権放棄をした場合に、記録としては役所としては保存しておくんですか、おかないんですか。これ放棄したら、もうそれ全部ちょんです、終わりますよということで、帳簿外で外しちゃうのか、それともずっと残しておくのか。そこら辺はいかがでしょう。

A 収入は得ることができない内容にはなると思うんですけども、情報としては取っておく必要があるかなと考えております。それを取っておく形のもの、ちょっと理解はしていなかったところがあります。今まで残っていないと思うんですけども。

未納額、滞納額については、今後整理して保存はしていかなければならないのかなと考えておりますけれども、破産をして放棄したものになりますので、それについては徴収はできなくなるという認識でおります。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○委員長 それでは、次に都市計画課所管、決算書214ページから237ページ、附属説明資料113ページから124ページについて、質疑はありませんか。

Q 附属説明資料の106ページ、2番のTOUKAI-0推進事業なんですけれども、令和3年度、補助額が増額になったということで、予算書にはいろいろな件数が予算化されているんですけれども、決算見ると、かなり予算に近い実施件数が見られるんですけれども、過去のデータと比較して、補助額が増えたことにより実施する件数が増加傾向になっているのか、確認したいんですけれども。

A 補助額が増えたことによって実施件数が増えたというよりも、むしろ逆に、申請というかやりたいという実施の計画というか、やりたいという方が増えたから、むしろ増やしてもらったという、逆のパターンです。補助額が増えたのではなくて希望者が増えたので、予算を余計に取ったという感じです。ですので、実施は増えている傾向にあります。

Q たしか、数字は覚えていないんですけれども、補助金額が以前よりも増えた年度がありましたよね。それはあれでしたっけ、実際には今まで行われてきた補助額の変化というのは、市のほうとして支払う補助額の変化というのではないですか、ずっと。高齢者に特別割増しとか、いろいろあったような気がするんですけれども、その辺の昨年度とそれ以前との変化はないんですか。

A 去年よりも実施件数は増えております。

Q 耐震診断のかかる費用に対する補助額の上限であるとか、実際の耐震化に対する補助額、それをもう一度確認させていただきたいんですけれども、それを教えてください。

A 補助率ですけれども、木造の住宅の耐震補強の助成に関しては、一般世帯で100万円、高齢者世帯で120万円ということになっております。また、ブロック塀等の撤去事業ですけれども、これが上限で26万6,000円、それからブロック塀等の改善事業、こちらが上限で16万6,000円ということになります。

以上です。

Q そうすると、私の理解と違って、補助というか予定している、計画している件数が増えたので、昨年度は予算を増やしましたと。それによって実施事業の10件、予算化していたところの9件ができましたと。そういうような理解の仕方でもいいわけですか。昨年度件数が増えた要因というのは、どのように捉えておられましたでしょうか。

A 都市計画課、また県とも連携をしまして、直接戸別訪問ですとか、あとはダイレクトメール、そういったものを出しておりますので、それが申請のほう。また、このTOUKAI-0の事業が来年度、再来年度ぐらいで終わってしまいますので、それに対する、もう終わるといところで、駆け込みといところもあるのかなと思っております。

Q そうすると、担当のほうで実施を促す働きかけを強化したことによる効果だということでは捉えてよろしいですか。

A そう思っただけだとありがたいです。

Q 附属説明資料の118、牧之郷駅周辺整備事業のところですが、ここで事業の成果として下から3段目、おおむねの用地の取得は完了したということで、複数年度にわたって工事を進めてもらっているわけなんですけれども、このおおむねというところと、これがその上にある概要のところ、生活道路1号、生活道路2号、あるいは交通広場というふうになっていて、どの部分がどのようにというふうな説明を、詳細をお聞きしたいということと、あと2の事業の内容の中で、物件補償費のところ、令和4年への繰越しもあるんですが、この内容、実際どのようなことが行われたかということをお願いいたします。

A おおむねということ。これは残りの用地についてということで、買収できない部分のことということでよろしいでしょうか。

今買収できない部分としましては、牧之郷駅の入り口の部分ですね。ここでいうと、生活道路1号になります。

Q この部分と。

A あと、生活道路2号の一部ということになります。

○委員長 もう1点。

A すみません。物件補償に関しましては、繰越しじゃない部分、こちらに関しましては、買収したところにありましたブロック塀とかそういった構造物に関する補償になります。それから、繰越しの部分については、伊豆箱根鉄道に関するものとなります。

Q 先ほどおおむねの用地取得の中で、生活道路2号の一部とお聞きしたんですけれども、一部でよろしいのでしょうか、その部分は。

A すみません。2号はどちらかというに変えていない部分のほうが多いですけれども、生活2号の部分、一部も変えておりますので、一部という表現をさせていただきました。

Q 複数年度にわたって、そして完成を待つというような状況ですけれども、一番最後に関係地権者と用地取得に向けて手続を進めていくということですので、計画に合った事業の実施をお願いしたいと思います。

Q 説明資料の113ページ、2の都市計画推進事業。事業内容の上から2番目に、湯ヶ島

周辺まちづくり構想検討業務委託があります。これについて伺います。

今年の債務負担行為で、修善寺駅前地区まちづくり基本構想業務委託というのも挙げられているんですけども、それに関係していることでちょっと伺いたいなと思います。このまちづくり構想検討業務委託というのは、具体的にどのような、この予算で内容で行われているのか、教えてください。

A 市が進めるまちづくり構想に関しましては、内容としては地域住民と学生さんですね、今うちで言うと工学院大学に依頼をしているんですけども、そちらの学生によりワークショップを開催しまして、まちづくりについて、いろいろ意見を出し合って進めて、今構想を練っている状態ということになります。

Q そうしますと、この193万6,000円というのは、この学生に対するワークショップ依頼とか、あとほかにもあるのでしょうか、それが主な内容の支出になっているのでしょうか。

○委員長 支出だったのかということですね。

Q はい。

A 基本的には学生に対する支出、学生のそういったワークショップの手数料というか委託料。学生というか研究室、そこに支出したものであるということになります。

Q 大学の研究室への委託というふうに考えていいわけですね。そうしますと、その成果というか、一つの研究室へ委託した理由、その研究室へ委託した理由と、その後どのようにこの成果が住民とのワークショップで得られて、いいほうに進んだとか、そういうふうな成果があったら教えてください。

A 現在湯ヶ島インターチェンジ付近の構想案が、一応2案出ておまして、そちらについてさらに検討していくような形、それを基にしまして、今年度基礎調査の業務を行っておりますので、そちらと整合させることによって、インターチェンジが来ることによるまちづくりに関して、まだ具体的にどういうふうにするということにはなっておりませんが、大まかな構想をこれからもまだ続けていくような状態です。

Q 最後です。

この業務委託は何人ぐらいの計画なんでしょうか。令和4年度へ繰越しというふうに書いてあるんですけども。

A 令和4年度への繰越しもあります。伊豆縦貫道のインターができる前までには、これを完了したいと思っておりますので、あと2年から3年は続けていくようなものになってくると思います。

Q 115ページになります。公園管理費です。

都市計画課が持っている公園の管理について、3年度の内容ということで確認です。都市公園を都市計画課のほうで管理しているということで承知していますが、ここにあるのは、いずれも旧修善寺町にある公園ですよね。それは都市計画区域が修善寺町だけだったので、都市公園というものは、従来修善寺町にしかなかったという理解で多分いいんだと思うんですけども、そうすると、今都市計画区域は拡大しましたので、旧修善寺以外のところでも都市公園はできるということなのかなということですが、一つ聞きたいのは、3年度に、例えばですけども、都市計画区域が拡大された後ですので、3年度においては、例えば具体的に言っちゃうと六仙の里のような、観光商工のほうで持っている公園の施設が幾つかある中でも、観光客の方に使っていただくというよりは、地元の住民、六仙の里のこの99ページの説明にも書いてあるんですけども、住民の福祉と健康増進云々というような側面のあるような公園なんだけれども、観光のほうで持っているものも実際にはあると。これってもしかしたら、都市計画区域が拡大したんだから、都市計画課のほうで持つ都市公園にしたほうがいいんじゃないかなというように話を何回か既に聞いたことがあるので、そういうのって3年度に検討されたのか、あるいはここじゃなくてそれはほかのところでやるべきなのか。現実問題、観光で持っている公園を都市公園にするってすごい難しいというか、現実的にはハードルが高いことなのかどうかという、検討したかどうかということ、その背景をちょっと説明してもらいたいです。

A 都市計画課専門官の木原でございます。よろしく申し上げます。

都市公園については、都市公園法という法律がございまして、その中では都市計画区域内でしか設置できないということになっております。議員おっしゃられたように、都市計画区域が拡大しましたので、ほかの旧修善寺町以外でも、都市公園というのは設置できる要件は満たしているということになります。その中で六仙の里ですとか、今既存の公園についても、都市公園法でいうところの都市公園にしたらどうだという話も出ておりますが、都市公園にできるのかどうか、都市公園法の条件に見合うのかどうかというところを慎重に検討する必要がございまして、ちょっと早急に、いい悪いというのをまだ判断できていない、できる状況にないという状況です。施設の規模ですとか、あと区域、あと今設置されている施設、そういうものをちょっと全部洗い出して調べてみないと、都市公園法でいうところの都市公園にできるのかどうかというのが、判断が

まだできない状況です。ただ、今後その辺はやっていかなければいけないなという認識でいます。

Q それでは、説明資料の114ページ、狭隘道路整備事業について質問させていただきます。

交付実績が4件あって金額も出ているんですけども、土地を寄附するんだから、そういう面倒くさいことは市でやれよというような意見が当然出てくるのではないかなという予想の中で、スムーズに進んだのか、あるいは行きそうだったんだけど、途中で、そんな面倒くさいんだったらやらないよって言ったそういうことがあったのか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

A 令和3年度につきましては、修繕地区で3件、中伊豆地区で1件あったんですけども、特にそういった意見というのはいただいていないです。

Q そうすると、お互い理解を得てスムーズに事業ができたという認識でよろしいのでしょうか。あと、その法務局の届出とか、そういうのもやるんですけども、境界のプレートというのも一気にそこでもう打ちちゃって、確定するのでしょうか。

A 基本的にはスムーズに進んでいると思っております。境界のプレートについても、その場で設置します。

Q よろしくお願ひします。

同じく成果説明資料114ページの上の、土地対策事務事業8万9,000円についてお伺ひいたします。

事業内容に、都市計画法に基づく開発許可、土地利用行政指導に基づく承認ということで、土地利用承認が9件、その下に国土利用計画法に基づく届出進達業務ということで、それぞれあります。これ県からの移管事務だと思うんですけども、上の都市計画法に基づく開発許可の土地利用承認9件ってありますけれども、具体的にこの事業者がどういう事業のために申請して、市のほうが土地利用承認したのかというのを教えていただけますか。

A すみません、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、基本的にこういった承認の申請ということについては、個人情報ということに当たるのかと思いますので、ちょっとこの場で申し上げることは差し控えたいと思います。

Q 個人情報に関わるんですかね。宅地開発とか、いろいろ店舗の出店であるとか、その

辺ぐらいのところというのは、大まかでいいですから教えていただけませんか。

A すみません、ちょっと今資料持ち合わせておりませんので、後ほど示したいと思いません。

Q では、後ほどそれを教えてください。

それと、あとその下の国土利用計画法に基づく届出の関係は、市のほうは届出を受理するという事務になってくると思うんですけれども、その中で届出7件、これはもう既に受理をしたと、令和3年に受理をしたということだと思えるんですけれども、そのあとの期限後届出4件というのと、あと無届け7件というのがあるんですけれども、これは行政事務上どういったような扱いになっているのでしょうか。

A 期限後の届出というのが、契約後2週間経過したのに、その後6週間以内に届出がされなかった場合ということになりますので、それ以後に出てきたものがあるということになります。それから、無届けということにつきましては、広い意味での無届けと、狭い意味での無届けというものがあまして、広い意味での無届けということになりますと、契約の締結後2週間以内に届出を行わないということ、それから狭い意味での無届けということになりますと、契約後6週間を経過しても届出がされない場合で、6週間以内の届出ですけれども、届出の内容に問題があるといったものということになります。

Q そうすると、初めの届出7件というのは、市のほうとしては、事務上届出を受理したという完了形になっていると思うんですけれども、そのあとの2つ、期限後届出と、あと無届けというのは、基本的には令和3年度中には、届出を受理していないという、そういうことでよろしいのでしょうか。

A こちらのほうは、ちょっとごめんなさい、私のほうで把握しておりませんので、こちらでも後ほどお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

Q 結構です。

Q これも都市計画課に入っているのですね。124ページの空家対策事業です。消防費の中ですけれども、これ都市計画課ということですので、124ページの一番上の段に、空き家等対策事業ということで載っています。

ここは協議会、空家等対策協議会の委員の報酬と、あと消耗品という金額しか載っていないんですけれども、逆に成果の中では、空き家是正除去5軒というふうに書いてあります。これは、除去というのは解体したという意味でいいのでしょうか。予算がここに

ないということは、その解体というか除去、除去がちょっとどうなのか分からないんですけれども、除去するための予算というか費用は、ほかから出ているということでもいいのか、ちょっとそれを確認。それと、3年度の空き家事業の概要というか、協議会で検討して、除去に向けて進めたということだと思っんですけれども、対象とする空き家が何軒ぐらいあって、そのうちの5軒だったのかとか、空家対策協議会で扱う対象になるものって、どういう状態だと対象になるのかとか、こういうのは対象にならないとかというのを、ちょっと3年度の事業の中身ということで教えていただきたい。

A 除去の5軒というのは、解体をされたというものになります。これにつきましては、うちのほうで直接予算を使って解体したというわけではなくて、地主さん等への交渉によりまして、地主さん自ら壊していただいたというものになります。それから、現在25件うちで指定している空き家があったんですけれども、それについて5軒、こちらが解体されましたので、現在市で指定している危険空き家というものが6軒、それから管理不全の空き家が14軒ということで、現在20軒残っている状況ということになります。それから、状態としましては、危険空き家につきましては、すぐに解体をしないと周りに倒壊等のおそれがあって、周りに影響を及ぼす可能性が大きいもの、それから管理不全空き家につきましては、誰も住んでいなくて、そこに草が生い茂ったりして近隣に迷惑をかけているとか、そういったものになります。

Q 予算がこれだけじゃない中なので、実際は市の職員の方が、地主さんとかと交渉して、解消に向けて動いていただいているということだと思っんですけれども、ものはあるんですけども所有者というか、実際の解体した人は地主さんが自分のお金で解体してくれたものが5軒あったということなんだけれども、対象者には行き渡らない場合が結構あるって、それが残っているのかなという印象なんですけれども、その辺の対象者というか地主さんとの交渉の状況というのはどうなんですか。

A 現在、戸籍で追えるものにつきましては何とか追っているんですけれども、法人が所有していてその法人がもう存在していないですとか、そういったものについては、なかなか追うことが難しい状況と今なっております。

Q すみません、今の関連で、私もちょっと質疑をしようと思っっていたものですから。危険空き家が6軒と、管理が行き届いていない空き家が14軒あるということだったんですけれども、これたしかこの空家対策特別措置法ができたときに、各地区、区長さんから情報を得て始まった事業だと思っんですけれども、この間、9月2日に新聞で、隣の

戸田、沼津市の戸田で初の略式代執行を行ったということで、魚梅さんという旅館さんの別館みたいなところだったということなんですけれども、現在代執行に値するような危険空き家というのは、伊豆市さんはどういう認識でいるのか。その6軒中、もうそろそろやばいというような空き家っていうのがあるのか伺います。

A 市としては代執行したいという気持ちはあるんですけれども、どうしても代執行ということになりますと、市のほうで負担したものにつきまして、その所有者等に請求をするということがありますので、その所有者がどうしてもはっきりしないですとか、所有者に行き当たらないものについて、代執行に踏み切ることがちょっと今できないということになります。ただ、今の現状でいいますと、すぐに代執行しなければいけないという状態の空き家というのは、今のところないと考えております。

Q 私も以前一般質問で、どういう基準でやっているのかといたら、角度が何度だとかという説明を受けたんですけれども、実は沼津市のほうに、この撤去した空き家について確認をさせてもらいました。そうしたら、所有者がもう財産放棄をしてしまって、全く追えない状況の中で、通学路だとかというようないろんな条件の中で検討したということで、当然税金がかかるわけですし、回収ができない案件だと思うんですけれども、ただ近所の住民にとってはいつ崩れるんじゃないとか、台風が来るたびに心配だということがあるので、これはあまり要望的なものはよくないんですけれども、対策協議会等でもしっかりと協議をしていただいて、それにしっかりと情報共有して、市の考え方もあるんでしょうけれども、解決に向けていていただきたいなと思っています。すみません、ちょっと意見になってしまったけれども、以上です。

Q 1件お尋ねいたします。

同じ124ページの空家対策事業ですけれども、市のほう、市長も認識しているんですけれども、湯ヶ島地区の湯ヶ島温泉で廃業した旅館で、民間でそれを取り壊したというところもありますけれども、持ち主が判明しないということで、御存じだと思うんですけれども、名前は言いませんけれども、旅館の名前は、落合桜の手前なんですけれども、そこの進捗状況はいかがか、お尋ねいたします。

A 恐らくあそこのところだと思うんですけれども、現在所有者の調査中でありまして、まだそこがはっきりしていない状況ということになります。

Q 以前も1年ぐらい前か、ほぼほぼ所有者の確定ができたから交渉に入る予定だというような報告を聞いていますけれども、そこから何も進んでいないんですか。

A ごめんなさい。どの案件のことなのかが、ちょっと。2軒ほどありまして、どちらの案件なのか分かりませんが、1軒につきましては解体の予定となっております。今年度中です。

Q 私が聞いているのは、湯ヶ島温泉の旅館のことを言っているんですよ。旅館が2軒あるんですか。予定では。

A 旅館に関しては、今年度解体の予定です。

Q それは予算計上なされているわけですか。

A 市のほうで解体というわけではなくて、そちらの所有者等と折り合いがつきまして、そちらで解体していただけるということになりました。

Q 旅館名を言っていないものですから、そのところがすり合わせができていないか、ちょっと分からないんですけどもね。また改めてこういう場面、公の場でじゃなくて、その旅館どうなったのってまたお聞きしますので、よろしくお願いします。

以上です。

Q 114ページの5の狭隘道路の、ちょっとこれに該当するかどうかですけども、年川のところのバス停の、県道の狭いところがあって、3年度はどんな動きをしたか。市として該当するならば教えてください。

A 年川の橋の先というか、そのことですか。

Q そうです。

A ごめんなさい、県道になるので、市のほうとして特に何か検討したということは、特にありません。

Q 県がどのような動きをしているのかは、つかんでいますか、3年度はつかんでいたのでしょうか。

A 特に狭隘道路の関係ではありませんので、こちらに関しては、市としても特にやっていないですし、県のほうの動きとしても、うちのほうでは特につかんでおりません。

Q そうしますと、そういった市民の要望があったときは、市はどのような形で県に伝えていくのでしょうか。ごめんなさい、3年度だから伝えたのでしょうか。なかったらなかったでもいいですけども、市民の要望が3年度なかったようなら構いませんが。

A 県道の要望については、建設課もしくは用地管理課を通して県に要望しているところなんです。それで、今議員おっしゃられた、こちらから行くと年川橋の手前のお話かと思うんですけども、長い中でそこはずっと改良されていない、あと、土地がなかなか

解決できていないという案件として、課題がずっと解決されないままという認識で今おります。ただ、それらを解決しないと、道路事業も県のほうとしてはなかなか着手できないというのがありますので、そこについては肅々と進める、調査していく、地権者さんをお願いしていくというスタイルしかないと思いますので、そこについてはちょっと狭隘道路とはまた別の話で、普通の道路改良の話になってしまうんですけども、そこは肅々と調査して、県のほうに解決できる見込みがあるんでしたら、また要望をしっかりとさせていただきますので、承知しておいていただければと思います。

Q 所管の課は建設課ですか。そのこの要望等を出す場合は。

A 建設課もしくは用地管理課のほうで結構ですので、お願いいたします。

Q もう1点、すみません。この太陽光関係は建設課、この課でいいんですか。太陽光の開発関係は、どこのところで質問したらよろしいのでしょうか。

○委員長 都市計画課。

Q 都市計画課でいいんですね。では、3年度は太陽光の都市開発の関係、何件かあったのかどうか、あるいは既存の開発を申請している団体との3年間の交渉の動きとか、差し障りない範囲で、どんな目標、市としてはやってきたのか教えてください。

A 本日決算の関係で来まして、太陽光発電の資料を持ち合わせておりませんが、数年前から太陽光発電事業者のほうから、問合せ等は多々来ております。昨年度、今年度時点で、記憶ですと約8件の太陽光発電の相談が来ております。昨年度につきましては、再エネ条例の届出を受理した件数はございません。今年度につきましては、引き続き事業者のほうと地元の方々と調和を図れるように、指導等を実施しているところでございます。

Q すみません、確認です。3年度は新規で8件、そういった相談があったということの理解でよろしいんですか。

A これまでの累計です。

Q 累計ね。ですから3年度は、3年の決算ですが何件あったんですかという質問をさせてもらっていますけれども。

A 3年度に新たに何件来たかというのは、ちょっと今資料持ち合わせておりませんので、再エネ条例ができてからの累計が8件ということで、すみません、お願いします。

Q 3年度の決算をやっているんですから、そういったデータはぜひ持ち合わせてください。お願いいたします。

○委員長 後で報告できますか。

A では、後ほどまた報告します。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○委員長 時間が時間ですので、続きまして、次に建設課所管、決算書178ページから293ページ、附属説明資料83ページから167ページについて質疑はありませんか。

Q ちょっと建設課全般についてですけれども、補足説明資料の83ページの土地改良事業であるとか、107ページの市道維持管理事業、110ページの河川改良等、地区要望の関係で質疑をさせていただきます。

区長等から地区要望とか緊急要望が上がっていると思うんですけれども、令和3年度の決算額として、一体地区要望に幾らぐらいのお金を入れたのかというのは分かるんでしょうか。いろいろ事業が分かれているんですけれども。

A 実際3年度、まず地区要望と、地区から上がっているのは補修箇所情報、これが紙で上がってきます。それ以外にも、緊急なものは口頭とか電話等で来るのがあります。そのうち、ペーパーで出ているものが地区要望が、地区要望の場合は前年度に出すことになっておりますので、350件のうち224件が建設課の所管分となります。補修箇所情報につきましては228件出ておまして、452件の要望なり情報が寄せられていることとなります。そのうち箇所数として実施しているのが、72件となります。ただ、申し訳ございませんが、その箇所ごとの事業費の合計のほうは出しておりませんので、ちょっと細かいやつ足し算しなきゃなりませんので、今事業費としては持ち合わせておりません。

Q そうすると執行率、対応した執行率というのは、多分出ますよね。それと、予算を取っているわけですから、当然令和3年度の予算を地区要望の枠としてこのぐらいというのは、それもありませんか。確認です。

A 地区要望としましては、回答の中でもそもそもちょっと保留させて様子見させてくれというのを出しますし、その中でこれをやろうというものについては、補修箇所のほうで対応します。大体例年と同じ規模ぐらいの予算、もしくは多ければ予算を多くしてくれということで確保して対応している状況です。どうしても、その中には予定はしてなかったけれども緊急なものとして、そちらのほうに補修費を使わなきゃならないというような事案もありますので、そのときのその状況を見ながら、できるだけ優先順位の高いものから実施していくようにしております。

Q そうすると、具体的に大体このぐらいの予算を取っていて、令和3年度はこのぐらい

執行したというの分からない状況ですか、予算取らないと、できるできないでできないということで、予算がないからできないということで終わっているのか、その確認をさせてください。

A 実際には要望書を基に予算を取りますけれども、その年に地区とかが話を細かくすると、ちょっとうちとっていたのと違ったりということもあります。概略、1か所幾らぐらいだなという感じで取っていきますけれども、実績としては、実際たたいたやつの金額を、ちょっと伝票調べて積み上げればできますけれども、明確に要望部分が幾ら、補修部分が幾らという分けはしておりませんので、できるだけ多く、補修箇所、全体的にはもう執行率からすると全然たたけていない状況になりますので、本来ならもうちょっと補修をやっつけていかなきゃいけない状況であると思います。

Q 説明資料の108ページ、2の市道整備事業のところですか。

ここに新設改良工事、駅前柏久保線とあります。この線について、いわゆる私たちが呼んでいる猫坂のところよろしいでしょうか。その歩道整備している工事だと思うんですけども、これに関してその下のほうに土地購入費、それから立木補償金というふうに、駅前柏久保線のところ出ている、上がっています。この立木補償金についてなんですけれども、この立木を歩道を整備するに当たり、それを切るか何かをしなければならなかったということだと理解するんですが、これに25万4,000円かかるというのは、どういうふうな内容でこういうふうになるのか教えてください。

A こちらは、ここにかけられる工事全般に同じなんですけれども、道路用地のあるところに立木がありましたら、それを立木の補償基準がございまして、木の樹種とか大きさとか、それを基に算出したものを補償として、地権者もしくは木の所有者のほうにお支払いすると。それで、そのとき全部が25万4,000円の支払いをしたということになります。

Q この木なんですけれども、駅前のお祭りに使う山車が入っている倉庫みたいなものがあるんですけども、そこに大きな木があって、結構邪魔になるって地元の方がおっしゃっていたんですけども、その木のことはですか。

A すみません、ちょっとその木が入っていたかまで資料を持ち合わせておりませんので、入っているか入っていないか。

A 私のほうからお答えします。

ここの木の補償の木については、火の見やぐらが南小の前にあるかと思うんですけども、あのわきに生えている栗の木もしくはあの辺の木だったと思います。今回の改

良工事は今言った下の山車の倉庫のほうはかかっていないので、あちらについてまた、事業が別途展開する形で、そのときにそういうお話が出てくるのかなと思っています。今回決算に載っているお金については、火の見やぐら、あの辺に入っている雑木とか補償できる立木のお金、補償費となっております。

以上です。

Q 立木に関しては補償基準があって、一本一本その基準にのっとって支払われるというふうなことになるわけですね。すみません、分からないんですけども、あそこは例えば自分の自宅の中に木があって、それは地主としては切るとかそういうことはちょっと保証がほしいかなと思うんですけども、あの法面にある木に関して、地権者がいるのは分かるんですけども、その木を切断、切るとかという工事費とかはとは別に、この補償金がそこに発生するというふうに、どんな場所にあってもその木を切るには、地主の方に補償金を支払うというふうな考えでいいのでしょうか。

A 基本的には、道路改良の中に木があれば、宅地であろうが山林であろうが補償します。ただ、中には雑木でさすがにこれはというようなのは算定しないときもあります。ですから、ある程度の庭木、逆に庭木とかですと、樹種もいろいろあって価格もばらばらになりますので、基本的なものとしてはお支払いします。ただ、補修とか何かでちょっとしたときだと、もう地主さんにうちのほうで処分するかというような交渉はする場合があります。

Q すみません、この25万4,000円というのは、ちなみに何本分とか分かりますでしょうか。

A 申し訳ございません。明細を今持ち合わせておりませんので、本数が分かりません。もしあれでしたら、後ほど調べてお答えしますけれども、よろしいでしょうか。

Q すみません、よろしくお願いします。

以上です。

Q お尋ねいたします。107ページ、生活事務所、市道維持補修事業ですけども、市道の補修なんですけれども、定期的に市道の見回りというのはやっているんですか。県道の場合、伊東西伊豆線の場合なんかは、土屋建設のほうで道路パトロールをされていて、偶然私がそれと一緒になったときに、このところは駄目だ、こっちやってくれって言ったら、もうすぐやってくれたんですね。それは分かっていますからということで。しかしながら、市道はそういうような要するにパトロールをやっているのでしょうか。

ちょっとお尋ねします。

A すみません。パトロールですけれども、定期的なものと、定期的というか特に大きな雨が降った後とか、そういう異常気象の後等、パトロールを用地管理課と建設課と分けて、実施するようにしております。また、本年度からパトロールの委託等も結んで実施している状況でございます。

Q 実は、県の事業で砂防ダムの土砂の排出をやったんですよね。大型ダンプが延べ何百台通った道があるんですよ。大きな穴もあいている。それは区の要望事項で出さなきゃなのか、緊急要望を出さなきゃなのかということもありますけれども、そういった場合に困ったときに、市道は市のほうで積極的に自ら道路パトロールをしていただければ、別にそんな要望事項も出なくてもいいし、位置関係の図面だとかそんなことも出さなくてもいいんですよ。そういったところは今後やっていただけますでしょうか。

A 本年度からパトロールの体制は強化しておりますので、特に舗装の悪いところは、地区にわざわざ言うていただくでも、積極的に補修はしていくようにいたします。ただ、あと全面的なある程度の距離を持ったやつですが、舗装工事という大きな工事発注になりますので、そこはちょっと予算取りから考えて、路線ごとに悪いところは随時補修はしておりますけれども、市内、結構もう舗装が悪い状況ですので、特に局部的なものはもうすぐに対応するようにしております。

Q 市の事業でやったわけではないんですよね。県の事業でやったとこなんですから、パトロールをしたときに、県土木に話をしてここはこうなんですよということは、市からも言えるわけですよね。それまで何でもなかったところが、ダンプが何百台も通ったもので陥没してしまったと。それはもう明らかにダンプが通ったからそうなったわけで、普通の乗用車なんかでは陥没するわけないですから。そういったところを、要するに積極的に進めていただきたいなというふうに思っていますけれども、よろしく願います。

Q よろしくお願ひします。

成果説明資料は108ページになります。2番の市道整備事業についてお伺ひいたします。青木委員が今定例会で一般質問でもやった件なんですけれども、矢熊筏場線についてお伺ひします。

令和3年度は、繰越明許も含めて、およそ合計で9,000万円近くの事業費を決算額として計上されていますけれども、令和3年度に施工した区間というか距離、施工した場所、その施工の方法、その辺についてお伺ひしたいと思いますけれども、よろしいです

か。

A まず、矢熊筏場線ですけれども、先に令和2年度から繰越した分としましては、矢熊側と筏場側の2か所実施しております。まず、矢熊側ですけれども、834メートルの区間のL型擁壁とかアスファルト舗装、こちらを実施しております。そうしまして、次に筏場側ですけれども、約333メートルのところのブロック積みとか、排水工の設置をしております。これが大体事業費が5,000万、先ほどの矢熊側のほうが2,290万。次ですけれども、令和3年度、こちらになります。こちらはまた繰越しをしておりますけれども、実際のやつがもう令和3年度分、繰越しも完了しておりますので、そちらが同じく延長が280メートルでブロック積みとか、ただこの場合、どちらも完成形態となっておりますので、延長では重なる部分もありますので、その年にちょっと手をつけて、例えばブロック積みだけしかやらないとか、そういう状況もありますので、足した分が全部できているわけではございません。そちらのほうが約5,000万。こちらについては、令和3年度については前払い金の支出となります。

以上です。

Q そうしますと、令和3年度にそれぞれ矢熊が834メートル、繰越しの分ですよ。あと、筏場333メートル。あとは令和3年度独自のあれで、280メートルとかと、今数字が出ましたけれども、あの路線は全長5.5キロということなんですけれども、中でも県への移管を考えなきゃいけないというところの中で、非常に難しい路線なんですけど、全体の5.5キロに対して、今完工済みの距離というのは、合計でどれぐらいになっていますか。

A すみません。まず、筏場側については、まだ山側しかやっていないような状況がございますので、完工済みというところではゼロとなります。すみません、ちょっと筏場側のほうが古い資料を持ち合わせていなかったの、完工済みのところの数値を今持ち合わせておりませんので、後ほど調べて答えさせていただきたいと思います。

Q 細かいことを聞いて申し訳なかったんですけれども。というのが、令和3年度途中からですか、今も現在も続いていますけど、工事の関係で全面矢熊側から筏場側へ抜けられない、全面通行止めの状態が続いているというふうに聞いているんですけれども、まず、全面通行止めにしたのは令和3年度のいつでしたっけ。

A 申し訳ありません。細かい日付は令和3年度の夏頃から工事で通行止めしております。

Q 令和3年の夏ですね。1年ちょっと前なんですけれども、聞いたところによると、こ

の通行止めの期間が、来年年明けの1月ぐらいまで続くようなことも聞いているんですけども、この全面通行止めになりますよというのは、当然利用者も含めて周知はなさっていると思うんですけども、その周知方法が令和3年度どういうふうな形で、工事始まる前にされたのかということと、あとは1年数か月に及ぶ全面通行止めになるような工事なんですけれども、なぜそのような形の工法になったのかというのを教えていただけますか。

A まず周知につきましては、地区への案内、回覧等となります。工事につきましては、どうしても山側を掘削して拡幅するに当たりまして、道路面と高低差の是正もありますので、道路面も掘削しているような状況でございますので、全面通行止めとさせていただきます。

Q かなりの難工事だというふうに聞いていますので、それも致し方ないのかなというふうには、僕も聞いていて思うんですけども、どうしてもやっぱり利用される方いらっしゃるんですよ。ワサビ農家の方とか、あとはいわゆる猟師の関係とかで、そういった方で道を使う方もいらっしゃるんですけども、令和3年度においてそのことについて、市民から何かこうクレームというか、何かそういうような問合せなんていうのは、市のほうには入っているんでしょうか。私はそういう声をちょっとお聞きしたんで伺いたいんですけども、いかがですか。

A 実際利用している方から電話とか、現場のほうでまだ通行止めしているか、そういう苦情はございます。

Q ございます。ございません。

A ございます。ありました。

Q 最後にします。どういう対応をされていますか。

A 工事の状況を説明して、申し訳ないけれども通行止めの御理解をいただいている状況でございます。本年度につきましては1月までを予定しておりますけれども、一旦舗装のほうもかけて、通行、開放できるように、工事を予定し発注しておりますので、一旦今年度の工事をもちまして、通行止めは解除する予定であります。

○委員長 補足説明。

A 矢熊筏場線については、もう長期間になっておりまして、今議員おっしゃるとおりのことです。ただ、事業箇所については、今筏場側で展開している中で、長い距離の中で、全面通行止めという言葉になると全部が行けないというちょっとイメージを持たれていますので、通り抜けができないという本当はアナウンスになるかと思っておりますので、例

えば矢熊の方については、自分ち、自分の山については多分入れる状況にありますので、その辺は地元への理解はしっかりして、ちょっと通り抜けはさすがに工事区間のところについては無理なので、そこをもう少し丁寧に説明して、今後もまた事業費積まさせてもらってやっていかなきゃならない部分ありますので、長い期間中は皆さんに御理解しっかりいただいて、批判もできるだけ少なくなるような形の周知の仕方は徹底していきたいと思いますので、引き続きまた御理解していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 お諮りします。

私の進行が悪くて、1時間半以上経過しました。まだ、建設課所管の会議中ですが、上下水道課がまだ残っています。休憩をするか、それともこのまま続けるか、上下水道課をいっぱい質疑を用意している方いらっしゃるかどうか。

休憩しますか。トイレ休憩取りますか。5分ぐらい。じゃ、11時5分まで休憩します。すみません、11時10分ですね。

〔休 憩〕

Q よろしく願いします。

特別会計があるんで、そことダブっているようなところもあるんですけども、1つ、一般会計に出ているので。説明資料の117ページの下水道の下水道事業の中で、他会計の補助金とか、他会計の出資金というのがあるんですけども、これ下水道事業だと、資本的収入とか収益的収入に分かれているんですけども、その辺のちょっと説明を他会計の補助金と出資金について、もう少し詳しく説明をしていただけますでしょうか。

A よろしく願いいたします。

土木費のほうから、こちら下水道の一般会計のほうへ、他会計補助金と出資金という形で、一般会計からお金のほうを頂いているという状況になっております。

その中で、出資金につきましては、一般会計、企業会計、下水道の企業会計のほうで申しますと、施設の建設改良に関わる費用に対する出資となっております。

その他、補助金につきましては、逆に言うと、維持管理の費用に関わる部分の補助をいただいているというようなことで、こちらのほうが企業会計側からすると、通常の経

費に関わる部分と建設改良に関わる部分とに分けて記載のほう、してございます。

Q そうすると、国庫の補助金みたいなものも、たしか下水道の場合はあると思うんですけども、まあ企業会計のほうとちょっと数字がなかなか合わなかったものですから、補助金も出資金も一般会計から出ているっていうことでいいんですか。それとも、さらに国の補助みたいなものもこの中に含まれているのか。ちょっとそこを確認させてください。

A 補助金につきましては、水道事業会計のほうへ入ってきているかと思えます。すみません、ちょっと再度確認のほうはさせていただきます。

Q 今度の企業会計のときに、またすみません、ちょっと確認できればと思いますので、お願いします。

Q お願いします。

69ページの合併浄化槽の整備事業と、それから、117ページの下水道事業に関連しますけれども、この合併浄化槽の整備事業ですけれども、ここに新設と単独浄化槽からの付け替えってありますけれども、浄化槽といっても耐用年数があると思うんですよね。それで、更新の補助というのはいないのでしょうか。

というのは、下水道事業、下水道が完備されているところは、一般会計からの繰出金がかかりの金額を占めていますけれども、合併浄化槽を設置した家庭というのは、維持管理費全て個人持ちなんです。汚泥の引き抜きから、要するに県の検査、それから業者からの定期的な契約した検査というのも全部個人が負担をしているという中で、今後、そういった新設単独浄化槽の付け替え以外に、更新という中でその補助の制度というのは今あるのでしょうか。それとも新設する考えはあるのかどうなのか伺います。

A まず、合併浄化槽ですけれども、今現在、皆さんお使いのものには、単独浄化槽、いわゆるトイレの汚水だけを処理するもの、それから合併浄化槽、こちらにつきましては、トイレ、お風呂、台所等全てを処理するというので、2種類ございます。ただ、単独浄化槽につきましては、今現在、もう使用のほう認められておりませんので、新たに同じものを設置するということはできません。

したがって、こちらにございます単独浄化槽からの付け替え、これが合併浄化槽への付け替えという形で、現在の補助の制度となっております。

○委員長 更新の関係はいかがですか。

Q 更新の補助金はどこですか。

A 合併浄化槽から合併浄化槽への取替えという形ですと、まだ、今現在、そのような案件が出てきておりません。単独浄化槽から合併浄化槽への更新がほぼという形で、合併浄化槽から合併浄化槽への相談というのも、ちょっと今の時点では受け付けた記憶のほうはございません。

Q 要するに、更新という制度は、今は市のほうではないという解釈でよろしいですか。それで、先ほど冒頭言いましたけれども、耐用年数があるはずなんですよね。それなものですから、要するに、それを見据えた制度の構築っていうのは考えられますかということ聞いてんですよ。

A 今の時点で更新制度というのはございませんが、今後は下水道の全体の整備の計画の見直しも含めた中で、検討のほうは進めてまいりたいというふうに思っております。

Q 同じところですよ。69ページの合併浄化槽の話で、杉山武司委員と同じ下水道全体との絡みで自分も聞こうと思っていたんで聞きますけれども、下水道を引いてくれる方がもう頭打ちというか、これ以上広がらないんじゃないかっていうことでいった場合に、合併浄化槽にだんだんだんだん切り替えていく必要が出てくるんだと思うんです。それを推進しているのか、来たものを粛々と、今言ったように、相談があったところだけやっているのかっていうのがちょっと気になったんですけれども。

この5人槽を新設した場合に、5機でこの金額ですよってということなので、この割り算したもの、割る5が1件の補助金ということでもいいのかなと思うんですけれども、新設した場合と単独から付け替えた場合、それぞれ若干金額が違うんだけれども、補助金が出ていますっていうのがこの金額だと思うんです。これって実際に、大きさが多少違うと金額も違ってくるのかも知れないですけども、工事額の何%ぐらいの補助金が出ているってことなのか、それは分かりますか。

それが、今の話とも関連するんですけども、補助額が上がれば合併浄化槽にする人も増えるのかなっていうことで、下水道でカバーできないエリアの水質管理というか、そういう面でいうとそれが進むのかなと思うんですけども、これ何%ぐらい出ているのかっていうことです。

A こちらにつきましては、定額という形になります。新設につきましては33万2,000円。それから、ごめんなさい、ここにある5人槽の場合です。新設の場合は33万2,000円。それから、単独浄化槽からの付け替えにつきましては41万5,000円という形で、定額の補助となっております。

Q 一般的な工事額でいうと、その工事額のそれぞれ何%ぐらいに相当するかっていうのは把握していますか。

A 申請のときに、各申請者から見積もりの提出のほうがございます。すみません、ちょっと今手元に数字がないものですから、それぞれ家庭によって、距離とか、その辺の違いがあるものですから、一概にどのくらいというのは言えませんけれども、見積りをもった中で、うちのほうとしては定額の補助をしております。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長 ないようでしたら、先ほど来、資料を持ち合わせていなくて答弁できなかった件について、まず建設課からお願いします。

A まず、伐採した木の本数ですけれども、18本となります。内訳が、柿が7本、栗が5本、サカキが3本、あとユズリハ、アオキ、アジサイが1本ずつの合計18本となります。

次に、矢熊筏場線の矢熊側となりますけれども、やはり山側だけを先行して落石防止とかやっておりますので、完成断面としてはゼロとなります。先ほど申した820メートルくらいですか、そこが一応改良をやった区間となります。

以上です。

A まず、土地利用の関係です。土地利用の承認の申請の件数ということですが、実際こちらの具体的な内容ということについてはお答えできないんですけれども、案件としましては、店舗ですとか駐車場、また残土の埋立て等に関する申請ということが主なものということになります。それから、国土利用計画法の関係です。無届けのものについては、こちらとしてまだ受理をしていないということです。

それから、太陽光の相談の件数ということですが、3年度につきましては2件の相談がありまして、こちらは4年度に同意は済んでおります。

もう1件、旅館の関係ですが、こちら観光庁の高付加価値補助金というものによりまして、近隣の民間宿泊施設のオーナーが解体する予定があるということです。

以上です。

(委員間討議) なし

【総合政策部関係】

議案第52号 令和3年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q お問い合わせいたします。

説明資料3ページ、新型コロナウイルス対策事業の中の学生さんに対する支援のことなんですけれども、とても喜んでおられますけれども、この中で、学生286件ということでしたが、その下の「特産品3種類を選定し」、なんてあります。この3種類をちょっと聞きたいんですけれども。学生さんをどういうふうにして286件を選んだ基準ってというのはありますか。

A よろしくお問い合わせいたします。

こちらの学生応援事業につきましては、ホームページやSNSで、学生さんにこういう事業がありますので申し込んでくださいという募集をかけました。その結果、親御さんを通じてとか、学生さん本人によって、286件の申請があったということになります。

それと、この特産品3種類でございますが、まずAセットにつきましては、ジビエイタリアンセットということで、ジビエのスパゲッティのセットがAセットになります。Bセットといたしましては、ティータイムセットということで、梅組合の梅ジュースとお茶のセットがございます。Cセットといたしまして、満腹スパイシーセットということで、レトルトカレーと伊豆市産米のセットの3種類のセットとなっております。

以上です。

Q ありがとうございます。

魅力的なプレゼントで、すごくいいと思いますけれども、大体地域的には伊豆市内に住んでなきゃ駄目でしたっけ。そうじゃなくて、東京に行っている方とかも大丈夫でしたっけ。説明受けたような気がするんで、すみません。

A こちらにつきましては、伊豆市内に住んでいて、伊豆市からその学校に通っている方は対象になりません。伊豆市内の学校を卒業した方で伊豆市外に住んでいる方について対象としております。

以上です。

Q すみません。今のところでちょっと確認したいことがあります。

アンケートを取ったということなんですけれども、アンケートの結果をどのように分析したのかっていうことと、そういう事業を行ったことによってUターンにつながったのか、あるいは、今後の企画立案等についてはどういうふうを考えているのか、伺います。

A こちらにつきまして、学生さんに申し込む際にアンケートをしてもらうということで、それを必須といたしました。

その中で、特徴的なものとしたしましては、地元に戻りたいと希望する学生さんが全体の67%おったということ。これにつきましては、大学だと1年生から4年生までございます。やはり1年生、2年生については、ぜひ地元に戻りたいとか、いずれは戻りたいとかという結果がございましたけれども、3年生、4年生になりますと、やはり現実的な就職活動をするものですから、伊豆市、地元に戻らないとか、都会で就職するという結果がございました。

その結果につきましては、地元就職先がないということが学生さんに先入観として入っている。そこで、魅力的な仕事がないという理由で学生さんが外へ、地元に戻ってこないという結果がありましたので、今後、事業といたしましては、こちら地元にもこういう就職口があるよという情報提供をやっていく、それを強化していく必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

Q よく分かりました。

そうすると、単年度の事業というか、令和3年度なんで、Uターンの実績みたいなものというのはなかったということでもいいですか。それとも、ある程度は帰って、別にこの支援を受けたおかげで帰ってきたわけではないんだけど、Uターンの実績みたいなものがもし分かれば教えていただきたいなと思います。

A こちらにつきましては、あくまでも、コロナでアルバイトができないとか、そういう状況の伊豆市出身の学生に対する支援ということで行ったものですから、ちょっとその方々が、これをきっかけに就職でこっちへ帰ってきているというエビデンスは今取れていません。

以上です。

Q よろしく願いいたします。

成果説明資料は170ページで、決算書が305ページ、両方見ていただきたいんですけれ

ども、基金積立金について伺います。

このうち、地域振興基金積立金ということで、成果説明資料には1,891万円となっています。一方、決算書の305ページの表を見ますと、地域振興基金は13番に出てくるんですけども、令和3年度の積立では666万5,773円となっています。金額の相違がちょっとあるように思うんですけども、これを説明してもらいたいと思います。

A すみません。確認させていただきたいと思うんですけども。

Q 説明資料を僕が一段見間違えました。ごめんなさい。

じゃ、質問変えます。

決算書の305ページを見ますと、13番の地域振興基金は令和3年度で取崩し分ということで、1,049万円取り崩しております。これ一時的に取り崩して、また積立があつたり、いろいろあるんですけども、この取崩し分は、令和3年度の事業において、どの事業にこの振興基金を財源として充てていますか。

A こちらの地域振興基金につきまして、取崩しの充用先につきましては、バス路線の維持における補助金の交付、それに充用しております。あと、地域づくり協議会への交付金500万円の原資としてこちらを充用しております。

以上です。

Q 一応、基金の目的はそのようなことでスタートしていると思いますんで、目的どおりに充当されているんじゃないかなというふうに思います。

それで、これ、そもそもこの基金の創設のときに、合併特例債を充ててこの24億の95%ですから、それに相当する部分を合併特例債で借り入れているんですけども、この令和3年度の積立が、先ほど言った666万5,773円というふうになりますけれども、成果説明資料の170ページを見ると、3番の事業の成果で、主に基金利子収入の積立を行ったってあるんですけども、これ全部基金の利子収入じゃないと思うんです、積立の666万というのは。それとも、全部基金の利子収入、地域振興基金の利子収入に当たるのでしょうか。

それと、あと、この合併特例債で借入れを行っているんで、既に償還が始まっていると思うんですけども、その前のかな。169ページ辺りに償還元金とか償還利子とかあるんですけども、地域振興基金の償還については、令和3年度、それぞれどれくらいの金額になっているのか教えていただきたいと思います。

A まず、こちらの基金の積立金につきましての地域振興基金の積立金666万6,000円、こちらは全額利子の運用のものとなります。

交際費、こちらにつきましては、ちょっとまた後で調べてお答えさせていただきたい
と思います。すみません。

Q ジャ、お願いします。

Q お願いします。

6 ページです。広報事業の中で、事業の内容として、職員の情報発信力の向上の研修
を行ったということを書いていまして、その事業の成果として、積極的な情報発信を推
進するため、管理職を対象とした広報研修を実施したとありますけれども、これ令和 3
年度の実績ですけれども、これは今年の令和 4 年度の業務執行にどのように反映され
たのか伺います。

A こちらにつきましては、職員の情報発信力の向上ということで、職員一人一人がセー
ルスマンということを目指して、そのスキルアップのために行った研修でござい
ます。こちらにつきましては、令和 3 年度につきましては管理職のほうを対象とした研
修を行いました。

その中で、成果といたしましては、毎月実施しておりますプレスリリース等の発信の
仕方をどのように目を引くような、今の言葉で言うと、刺さるような言葉で発信をでき
るかというところを学んだところが成果であるかなというふうに思っております。

以上です。

Q 議会だよりなんかの場合も、要するに、その紙面の評価というものがされているわけ
ですけれども、市の広報紙についても、そういった評価というのは第三者で評価してい
るんですか。そういう機関はあるんですか。

A こちらにつきましては、広報伊豆についての市民アンケートというものを実施して
おります。その中で、意見というものを集約させていただいております。

以上です。

Q その市民アンケートですけれども、こういった形でアンケートの集約、広報をしてお
りますでしょうか。

要するに、市民への周知もなされていますかということをお聞きしたいんです、アン
ケート結果の。

A こちらにつきましては、総合戦略に対する市民アンケートと一緒にアンケートを行
っております。その中で、広報についての項目も入れております。

その中で、市民アンケートについての周知というものは、特に表には出してないか

と思います。ただ、総合戦略の会議の中で、委員さんの中で総合戦略の全体の結果とかの中で議論はさせていただいております。

Q 自己満足にとらわれることなく、こういった広報事業というのは、要するに発展していかなければならないんです。常に新しい観点から進めていくという手法が求められると思うんですけれども、それが市民に対するサービスであると思いますけれども、ぜひともこういったことは市民に対して広報すべきではないかと思います。それが要するに、新しいというか、次々と新しい考えを持った広報というものができていくんじゃないかと思うんですけれども、そのところはいかがでしょう。

A まさに杉山議員のおっしゃるとおりであると思います。

今後、広報の仕方、周知の仕方のほうを考えていきたいと思います。御意見ありがとうございます。

Q よろしくお願いたします。

成果説明資料7ページになります。1番の財政事務費250万9,000円についてお伺いたします。

事業の内容の公会計統一基準財務書類作成業務委託235万2,000円の決算額となっております。その下に事業の成果も書かれておりますが、この業務委託した成果品であったりとか、あとはそれに基づいた成果、それをどのように評価しているのか伺いたいと思います。

A こちらにつきましては、統一的な基準に基づく公会計の財務諸表を作成いたしまして、全国市町統一の財務諸表で見える化するというのが目的となっております。

これにつきましては、作成は1年遅れ、令和2年度の分を令和3年度に作るということになっておりますので、財務諸表のいわゆる財務4表といわれるものにつきましては、ホームページで公開しております。

これの活用につきましては、今のところ具体的な活用というものはないんですけれども、各市町との比較の指標として使っているという状況でございます。

以上です。

Q そもそも、この業務委託の目的っていうのが、全国どの市町村でも同じ財務諸表が見られるように、また公開できるようっていうところが目的なんで、業務自体の効率化とか、その辺が目的じゃないのかも分からないんですけれども、そうした実際の業務について、若干でも効果があったのかどうかっていうところは、令和3年度についてはい

かがですか。

A これにつきましては、議員御指摘のとおり、目的はそのような全国統一の財務諸表の見える化というところで、その見える化する部分での財務状況の公表という意味で、これは効率化というよりも、情報公開のほうの部類になろうかと思えます。

Q すみません。そういうことじゃないかなと思ってお聞きしたんですけれども。

それと、最後にお聞きしますけれども、以前から、いわゆる実際の財政状況を把握するために、今、市のほうでも、水道事業とかのような、いわゆる公会計、複式簿記制のそうした会計制度も導入したほうがいいんじゃないかって、そんな話も以前はあったと思うんですけれども、令和3年度において、これは国県も含めてのことだと思うんですが、その辺の動きってというのは今どういうふうになっているんでしょうか。

A まだ、全国的にはそういう動きにはなっておりません。一般会計につきましては、そういう動きにはなっておりません。

Q 確認ですけれども、動きもないってことですか。

A すみません。動きについては、今のところないと把握しております。今のところ、この財務諸表の作成とその公開という動きになっておると思えます。

Q それでは、決算概要の報告書、1番の15ページ。

ここに基金の状況と地方債の状況が出ているんですけれども、地方債の関係が278億円ほど残っているということで、これ実際に、交付税措置を差し引いた実質の借金の金額というか、借金って言い方はちょっとおかしいんですけれども、それは幾らになりますか。分かりますか。

A そちらにつきましては、ちょっと計算のほうしておりません。すみません。

Q 複雑な計算になると思うんですけれども、これだけ今起債を借りて大型事業に取り組んでいる中、各事業によっては実質金額っていうのを出してるんですけれども、全体もやはり把握したいんです。仕事が増えると思うんですけれども、大体期末にはこのぐらいっていうのがあれば議員も分かりますし、市民に問合せがあったときにも答えられますので、そういう資料の作成については今後どうするんでしょうか。

A 議員の御指摘の詳細の、要は借金に対してどのぐらい今、市として本当の負担があるのかというものについては、現在、財政シミュレーションをつくっております。

本議会最終日の後に、その内容について企画財政課のほうから報告はさせていただくんですが、その中で、今の御質問の部分についても、資料として御用意はできると思

いますので、そこでお答えをさせていただければと思います。

以上です。

Q お願いします。2番の決算成果説明資料の20ページ。

これ、1点ですけれども、2番の事業内容、丸が5つありますけれども、3、4、5のほうで、土肥小学校のことについて書いてございますので質問させていただきますけれども、特に一番最後の旧土肥小学校の改修工事2,134万円計上してございます。そして、その内容が民間事業者、リングローさんなんですけれども、意向を踏まえて、旧校舎の利活用に向けた用途変更改修工事を実施しましたと書いてありますけれども、この実施した工事内容等を質問させていただきます。

A こちらの工事につきましては、旧土肥小学校を株式会社リングローに利活用してもらうという中で、大きく3つの改修工事を行っています。

1つ目といたしましては、耐震診断で指摘された事項の改修ということで、地震の際に危険な部分の撤去、具体的に言いますと、屋上に水槽タンクがございました。そちらの撤去ですとか、建物間のクリアランス、離隔を確保するための改修を行っております。

2番目につきましては、用途変更に伴う改修でございます。こちらにつきましては、小学校から様々な利活用をするものに用途を変えるものですので、その改修を行いました。具体的に言いますと、排煙設備の設置ですとか、非常用照明、誘導灯の設置、あと自動火災報知器の設置、それと屋内消火栓の設置でございます。

3つ目といたしましては、施設利用者の快適性の向上による改修です。これにつきましては、トイレを改修したり、1階の一番奥、土肥・小土肥地域づくり協議会のほうで健康づくりということでフィットネスルーム、体力づくりということでフィットネスルームを改修したり、エアコンを設置したりという工事を行いました。

以上です。

Q 説明ありがとうございます。

とならば、着々と進んでいるということで、ならばリングローさんが、昨年、雇用が大事だと思うんですけれども、一体地元合計で何人採用したのか、また地元の方は何人採用されているのかっていうのは把握しておりますか。

A すみません。ちょっと地元の方は何人採用したか。すみません、小長谷議員から3人採用していると。

Q 僕らはリングローさんが来ることによって、土肥地域の方が活性化になると思って

喜んだんですけれども、現実的には今3人ということだと、あまりにも考えちゃうよね。それと同時に、リングローさんは今現在の事業内容は分かっているんだけど、説明していただいたから。それ以降に、例えば事業拡大をしている計画があるのか、従業員の採用を増やすのか、そういうことは皆さん把握しておりますか。

A 旧土肥小におけるリングローさんの事業につきましては、従来の中古パソコン等の販売と、その教室を開いていただくということを主にやっていく、今後もそれをやっていくということは把握しております。

こちらにつきましては、リングローさんについては、地域の拠点としてここを活用していただいている。それをリングローさんが主催していろんなイベントをやっていたというところで、リングローさんが入っていただいている意義と申しますか、利点はあるかというふうに考えております。

Q 課長の説明では素朴な答えだけれども、やっぱり地域の拡大を考えた場合に、今の状況では考えられないね。これは3年度だから仕方ないんだけど。

それと同時に、今旧小学校のグラウンドが駐車場だけなんです。現実としては駐車場っていうのは、何かリングローさんは計画、将来に向けて何らかの計画、建築拡大ということ、ちょっと違うけれども、考えていらっしゃるのか。その辺把握していますか。

A 駐車場部分のところに建築をするというのは、今のところリングローさんのほうでは考えていないと把握しております。

リングローさんの中で、自分ちで自主的な事業として、1階の教室の前に張り出しのデッキみたいなのを設けてカフェをやりたいという計画があるというのは伺っております。

Q 説明資料の24ページ。10番、戦略的プロモーション事業について伺います。

こちらに事業内容として、たくさんいろんなことをやって実施されたということなんですが、例えば、「イズメンカード」なども他の市町の方に、どんなことを婚活とかそういうことでしているかと聞かれたときに、伊豆市でこういうのもありますよなんて話をさせていただいたところ、すごく面白いねというふうに言っていただいて、いい企画だなというふうに思っております。

これらの事業の成果というところで見ますと、それぞれがPRしたというふうな形で終わっているんですけれども、例えばこれ、デジタルサイネージとか、いろいろな形でいろいろな場所でPRをされているようなんですけれども、この事業を振り返って、

成果としては、例えばこのルートからこんなふうな反響があって、こんなことにつながったとか、そういうふうな実例がありましたら、この成果のほうで見られたらいいかなと思ったんですけども、PRだけで終わっているの、そのPRの後、どんなふうにかこれが実際に成果を上げているのかという実例がありましたら教えてください。

A このプロモーションにつきまして、駅へのPR看板とか、動画の作成とかいろいろやっています。直接的に、これをやったからこういう成果があったっていうのはちょっと見えにくい部分がございます。数字として表れないものなんですけれども、あえて表すとしたと、先ほどお話をさせていただきました市民アンケートの中で、住みよさ、愛着、居住の意向、伊豆市に住みたい、住み続けたいという意向が7割を超えているというアンケートの結果が出ております。そこで、このようなプロモーションの事業がだんだんと浸透してきて、住みたい、住み続けたいという意識の方が増えてきているのではないかというふうに私どもは推測しております。

以上です。

Q この幾つかある中で、例えば、今だとなかなか数字に表れにくいということもあるかと思うんですけども、例えば、これをもう少し広げてやってみようとか、ここはちょっと来年度はやめてとかというふうな、そういう見直してみたいなことはあるでしょうか。

A こちらのプロモーションにつきましては、やめてしまうと、もうそれで終わってしまうというところがあると考えておまして、いろいろ動画をいろんな方を、市内のいろんな方をピックアップして、伊豆市のよさを伝えていくというのは継続的にやっていくという考えでいます。

それと、令和3年度につきましては、婚活イベントをぜひやりたかったんですけども、コロナの影響で、結局こちら、「イズメンカード」を作ったままで、実際の婚活イベントというものは中止になりました。伊豆市の傾向といたしまして、未婚率が高いというところがありますので、その解消のために、今後は婚活イベント等のそういう出会いの場の創出を増やしていきたいと思っております。ちなみに、この婚活イベントなんですが、今度の10月1日、2日に1泊2日で婚活イベントのほうを行う予定でおります。

以上です。

Q 最後です。

どういうふうに伊豆市をプロモーションするかっていうその見せ方とか、言葉の届け方とか、すごく一番大事なところかと思えます。

伊豆市の今年の予算で、伊豆市のウェブサイト、ホームページを更新っていうか、全く新しい形にするっていうふうな予算があると聞いています。今のウェブサイトを見ると、本当に翻訳、多言語の対応なんかも、やっぱりちょっとなかなか難しいところもあるし、見せ方もかなり古いというか、これを見たいのにここまでたどり着けないとか、あとはこんなにいいところがあるのにそこを表していないとか、いろいろあると思うんです。

なので、こういうプロモーションとも通じると思うんですけども、そういう伊豆市全体を本当に、今までのDXの研修を受けたときもそうでしたけれども、変わっていくことがすごくこれからは大事だと。そういう意味で、本当に新しい視点というか、今の時代に合ったような視点を取り入れたこういうふうな取組の型で、一応こういうふうにいるいろいろ出ていますけれども、それさえも、もう一度見直していくような形で進めていただけないかなというふうに思って質問したんですけども、その点を考えていただけたらと思います。終わります。

A 議員から貴重な御意見をいただきました。

議員の御指摘のとおり、企画財政課、ホームページのリニューアルを今進めております。リニューアルの事業者を選定いたしまして、今具体的にどういうふうに変えていくかというものを庁内の職員のワーキングチームを立ち上げまして、それで企画のほうを練っております。令和5年4月からは、新たな今より使い方が向上したホームページになって、伊豆市のプロモーションも向上するというふうに考えております。

Q 22ページのふるさと納税促進事業についてお伺いします。

私の住んでいる修善寺地区の修小学区も、この間ちょっとブランクがありましたけれども、地域づくり協議会をまたということで、区長さんはじめ、尽力しまして、少しずつ進んでいると思いますけれども、その中の説明の中で、ふるさと納税が、要するに、ふるさと納税を申し込むときに、どちらかのところに寄附をしたいですかっていうと、そのところに天城湯ヶ島地域づくりにやりますっていうと、そこにふるさと納税が使われるっていうことなんですけれども、いただいたその寄附金というのは、この決算には出てこないですか。それともどっかに。すみません、分からないもんですから。

A ふるさと納税においての各協議会への上乗せ分ということだと思いますけれども、これにつきましては、地域づくり課のほうであると思うんですけども、地域づくり協議会への交付金、定額で500万というのがあるんですけども、それに足して、この寄

附を頂いた分の大体6割が経費でかかっているものですから、返礼品とか。ごめんなさい、4割ですね。返礼品が3割で各事務手続で1割。4割は事務費でかかっているものですから、寄附額の6割分を上乗せするという形で支出しております。

Q ちょっと、どこでやっているかも分からず質問して申し訳ありませんけれども、やはり修善寺の温泉場は宿泊が多いので、もしかしたら、もっとこっちのために使ってもらえるんじゃないかなと市民の方たちは思っている方も多いものですから、ちょっとこんな説明をいたしました。

やはり、地域づくり課もやっぱり必要で、それによって上乗せがあるから、できたら地域づくりがあったほうがいいということですよ。

A こちらのふるさと納税につきましては、伊豆市、地元を応援したいということで寄附を頂いております。その用途、いろいろな、これに使ってほしいという用途を今現在だと6の用途の方法を選べる。その中で、伊豆市、特にこの地域の地域づくり協議会が頑張っているから、私はそこ出身なのでそこを応援したいという方が寄附されるということになっております。

Q すみません、もう一度聞きます。

要するに、その地域づくりに500万はくれますよね。その上乗せ分の中に、その頂いた分が入っているってことでよろしいでしょうか。

A 500万と別に、その入った分を上乗せで交付しているということになります。

Q じゃ、決算はこれのどこに出てくるのか。その地域づくりのところに出てくるのか。すみません。

A 決算説明資料の17ページになります。そこで、地域づくり推進事業の中で、地域づくり交付金というところで計上しております。

一番分かりやすいので言いますと、土肥・小土肥地域づくり協議会が603万6,000円となっております。通常であれば500万なんですけれども、土肥・小土肥地域づくり協議会さんは、その寄附額、寄附される方が結構いましたので、その上乗せ分を足して603万6,000円を使えるということになっております。

Q 分かりました。すみません。

A 先ほどの地域振興基金の元金利子の所管額ですが、令和3年度につきましては、元金といたしましては1億4,776万円です。利子分につきましては229万886円となっております。

以上です。

Q 質問します。

説明資料の2ページです。企画財政課秘書室の、叙勲の上申がゼロ件。年度内の決定はゼロ件になっているんですけども。こちら、推薦だとか、そういったこともなかったということでしょうか。

A 秘書室の矢川と申します。よろしくお願いたします。

推薦につきましては、対象の方が2人いらっしゃいまして、2人推薦をしているんですけども、残念ながら採用されなかったということで、推薦はしたんですけども、上申までは至っていないというところがございます。

Q そうすると、それは例えば御本人がお断りしたとか、そういうことではなくですか。

A 市のほうで県のほうに推薦はしているんですけども、対象の方が多いようで、なかなか採択されてこないというところが実情のようです。

Q 今まで大体1名ぐらい毎年いたかななんて思われるんですけども、例年何名ぐらい、例えば上申されたり決定されたりする件数はありましたか。

A 例年は、その2名の方がまだ叙勲を受けていらっしゃっていないので、その方の毎年推薦はさせていただいております、あとは、年数に応じて対象になる方が出てきますので、そのタイミングでその方も併せて推薦するようにしております。

Q せっかくの決算審査ですので、聞きますね。

資料のほうで言うと169ということになるんですけども、公債費とか基金の関係になりまして、自分が見ているのは、概要報告書1のほうの40ページ、41ページ、42ページ。それとあと、基金のことともちょっと関わりはあるんで、決算書は、305ページの基金のところですよ。

地方債の状況を事細かにこう記載させていただいてあって、借入れが幾らあって、今年、元金と利息を幾ら返して、残高は幾らかとまとめてもらったので、すごく細かく分かって、これ見てよかったと思っています。

3年の地方債の返済の状況というのは、これ見れば分かりますということだと思うんですけども、めくって42ページの上のところを見ると、金利ですよ、これ、1.5%以下とか、2.5%以下と。それぞれ借りている利率を示していると思われるんですけども、それで、今、低金利ですから1.5%以下というところが大部分なんですけれども、1.5%以下といっても、1.5%と0.8%だと倍くらい違うということにもなるんで

すけれども、一般的にどの辺が中心金利なのかというのは、分かったら教えてもらいたいです。

というのは、利息もばかにならなくて、結構な金額を払うようになりますので、その辺に、全体に影響があるかないかといったら、大してないとはいいいながらも、そうはいっても、なるべく安く借りられたほうがいいのかなということ、1.5%以下の中の内訳的なものが分かったら教えてほしいです。

それとあと、この地方債いろいろあるんですけれども、ほとんどのものが長期の借入期間だと思うんですけれども、30年が一番長いのかなと思っているんですけれども、何年ぐらいの期間のものが多いのか。30年が多いのかなというような印象なんですけれども、短いものは5年とか7年とかもあるのかな。多分、期間が長いもののほうが利率が安いのかなという、低いのかなというような一般的なイメージなんですけれども、その辺がどうなのかというのが2点目。

それから、できれば利率の高いものはなるべく、仕組みとか制度が許せばなんですけれども、先に返しちゃったほうが利息の利子の負担が減るので、利率の高いものから繰上償還みたいなものをできればしたほうがいいんじゃないかなというのは、常々自分は思っているんですけれども、ルール上できないものもあるというのも聞いています。

そこで、その絡みとして、基金の中に減債基金というのがあって、これってまさしく債務を減じるための、借金の返済のための基金なのかなということの確認と、あと3年度に6,900万減債基金取り崩しているんですけれども、これは何かそういう優先して返済したいものがある、それに充てたのかという、その3つちょっと教えてください。

A まず、利率につきまして、42ページの中で、1.5%から5.5%というのがございます。今、大体、借り入れている主な資金の利率といたしまして、財政融資資金につきましては、これ借入額と返済期限、期間の差はございますが、大体0.2から0.4%。地方公共団体金融機構につきましては0.03から0.3%、市中銀行につきましては、0.2%から0.37%の利率の状況となっております。

2つ目の質問ですけれども、償還期間が長いものにつきましては、議員御指摘のとおり、30年というものがございます。大体ですが、15年の償還期間のものが多いというふうに認識しております。利率につきましては、先ほどお話したとおりになりますかね。

3番目の質問、減債基金の取崩しなんですけれども、こちらにつきましては、地域振興基金の借り入れたその元金と利子の償還分をこちらから取り崩しているというふうにしております。

以上です。

Q 分かりました。減債基金の分は、じゃ地域振興基金の合併特例債を借りて、それを基金に積んでいいよという仕組みになったときに、借入れをして基金を積んだんだけど、じゃそれを今優先的にもう返しているということですね。分かりました。

それで、この減債基金で、すみません、これは決算審査とちょっと離れちゃうんですけども、何か積める条件があったんですけどつけかというのを、ちょっと確認させてもらっていいですかね。

それと、さっき聞き忘れちゃったんですけども、借り入れているものは、今、大体かなり低い金利だというのが今分かったんですけども、これ固定金利ですよ。2つ。

A まず、金利については、固定金利でございます。

すみません、減債基金の積立ての条件としては、ちょっと条例に規定するものですね、条例にのっとった積立てを行うというところで、すみません、基金の積立てをしているところでございます。すみません。

Q すみません、聞き方が悪かったかもしれない。減債基金に積んでもこの返済には充てられないよというのがあったような気がしたもので、それを確認したかったんですけども。合併特例債は駄目とか。そういうのはなかったですか。なければいいです。勘違いかもしれないです。いいです。決算と関係ないからいいです。

○委員長 いいですか。

Q はい。取り下げます。

○委員長 ほかに質疑ありますか。

[発言する人なし]

○委員長 次に、地域づくり課所管、決算書68ページから111、附属説明資料3ページから36ページについて、質疑を受け付けます。質疑はありませんか。

Q お尋ねします。

成果説明資料19ページ、バス路線維持事業についてですけども、事業の内容の④に伊豆市地域公共網形成計画事業ということで、待合環境整備事業補助ということで、ここにこういう項目は載っているんですけども、実際には何も支出していないと、していないんですけども、この計画したけれども、内容、整備事業をすることができなかったのか何なのか、ちょっとそこら辺のところを説明してください。

A 地域づくり課長の山口です。よろしくお願いいたします。

御質問のありました待合環境整備事業補助でございますが、こちらはバス停等を少し広くしたいとか、休憩するための椅子等、屋根等をつけたいといった場合に、要望があった際に補助金を出すものでございます。少し前に八幡のバス停等新しく広げられたときに、椅子等をつける上で補助のほうを出ささせていただきましたが、令和3年度につきましては要望がなかったということで、バス停のそういった椅子等の整備の補助を出さなかったということになります。

以上でございます。

Q 要望がなければその事業はやらないと。市のほうで考えて、ここにつけたほうが安全対策の関係からとか、そういった部分でつくったほうがいいかなという考えはなかったですか。

A 議員がおっしゃるところはもっともでございます。我々としましては、今度は新しい中学校ができるといった際には、バス停等も広げる部分ということで、学校教育課とか建設課とお話をしてございます。議員おっしゃられるようなことも分かりますので、基本的には地域の方たちからの要望をできるだけかなえたいということでございますが、我々ちょっと一步前を進んで、我々が見てこういったものが必要だなというものにあれば、ちょっと一步前向きに検討していきたいと考えてございます。

Q ぜひお願いします。

以上です。

Q すみません。説明資料の4ページ、地域づくり課のコロナ対策なんですけれども、市長も答弁で、バスのカードで使って小銭を出さなくて、それもDXじゃないかなんていう話をしていたんですけれども、1社が取り下げたということで、どういう理由でやらなかったということがもし分かれば、教えていただきたいと思います。

A 1社につきましては、伊豆箱根バスでございます。今回、路線の関係で、東海バスへ中伊豆線につきましても変更になるということもございまして、伊豆箱根バスのほうで検討した上で、手を下ろしたという形でございます。ですので、独自でキャッシュレス決済のほうは、国のほうの補助金をもらってつけていることだと思っておりますが、市としては要望がなかったと、中伊豆線の関係でなかったということでございます。東海バスにつきましては、こちら活用してございます。

Q 分かりました。確認です。

Q 説明資料の23ページ、9の移住定住促進事業のところですか。こちらでもいろいろな事業をされているところがよく分かります。この中の生活体験お試し住宅事業についてですけれども……すみません、その前に、こちらも先ほどの企画財政課のところでも取り上げさせていただいたんですけれども、市内外に向かって伊豆市をアピールするということで、移住促進・定住促進、若者にこちらを向いてもうとか、いろいろなこととちょっとつながるかなと思って、質問させていただきます。

企画財政課のほうで行っているこういうプロモーション事業と、それから地域づくり課のほうで行っているこのような定住とか移住の促進の事業というのは、お互いの情報を発信しているという面では、情報を発信してこちらに、伊豆市に目を向けてもらうということでは、リンクすることだと思うんですけれども、例えばこのオンラインでのこういう参加するとか、空き家に関してとか、そういうので何かそのどちらの課が出した情報でここに繋がったとかと、そういうような、オンラインでも実際に会ってでも対面して、その興味を示してくださった方たちからそういう聞き取りというようなことはして、それを次の情報発信に生かしているというようなことは、なされているのでしょうか。

A コロナ禍の影響で、なかなか対面での移住者との移住相談というのが令和3年度はできなかったということになりますが、オンラインでの移住相談ということで9 i z uと、あと、我々の空き家バンク等を利用して移住につながったといった事例は、14件ございます。

また、そのようなオンラインでの情報等も取りまとめて、我々のほう、移住施策のほうにますますの移住者を増やすための施策として、企画財政課とプロモーションのほうにも移住の担当者のほうが参画しておりまして、ただ単に伊豆市のプロモーションということでなく、移住も含めた上でのプロモーションという事業を、同じ部でございますので、やっているといった状況でございます。また、そのような取組をますますやっていきたいと思っている状況でございます。

Q そうしますと、よく聞かれる縦割りというか、こちらでやっているけれども、そちらでやっていることがちょっとつながらないなんていうことが聞かれることも度々あるんですけれども、この件に関しては、お互いに情報とかシェアしながら担当者同士が進めているというふうに理解してよろしいんですね。

A これにつきましては、同じ部屋で2つの課ございますので、話している言葉全て伝わ

ってくるというようなことですので、黒須議員が言われているとおり、2課連携して、今後もそういった事業をやっていきたいなと思っております。

Q 最後に1つ。このお試し住宅事業についてですけれども、これは今年に行ったというふうでよろしいですか。

A 今年も行っております。2棟ございますので、担当のほうはかなり出たり入ったりということで、来てくれる方が多いものがございますから、その対応をしているといった状況でございます。

Q テレビとかでも、そのお試し体験というのが放送されたりなんかしている状況ですし、手応えというのが、多分、実際に試すということが大きいかなというふうに思います。観光などでも体験してもらうことが一番分かりやすいかなと思うんですけども、そういういろいろありますけれども、先ほども申し上げましたけれども、そういう事業を行っていく上で手応えを感じるとか、ここをもう少し強化していくとかというふうなことで、この令和3年度に行った事業の中で、特にこれから力を入れていくというふうなことを考えている事業とかありますか。

A 少しお試し住宅とは違いますが、空き家バンクの登録した件数が令和3年度と同じく現時点で20件という形になりまして、ただ、成約の件数が令和3年度は12件、令和4年度は現時点で10件という形で、成約の件数も伸びておりますので、空き家バンクについての事業について、少し力を入れてやっていきたいなというふうに思っております。

○委員長 すみません、関連で私から1つだけ。空き家とそこに付随している農地があって、所有者が一緒であると。その農地も取得したいというような希望移住者はどのくらいいたか把握していますでしょうか。

A 数字のほうは、具体的な数字は持っていませんが、やはりそんなに大きい面積じゃなくて、家庭菜園的なものはやって、やはり伊豆市ですので、自然豊かな場所なもので、自分たちの食べる分ぐらいはつくっていききたいなというような声をよく聞いております。

○委員長 じゃ、その農地は取得できるんですね。

A 地域づくり課の渡邊と申します。よろしく願いいたします。

現行制度の中では、やはり農地法の絡みがございますので、面積要件であるとか農家要件であるとか一定の条件がございますので、あくまで、現時点では所有権を取得することはできないという状況になっています。ただ、今、法改正等が行われて、今度の4

月以降、その下限面積が撤廃されるというお話も聞いておりますので、今後につきましてはそのような動きが出てくるのではないかと考えております。

以上です。

○委員長 農林水産課からもそういう説明を受けましたけれども、既に近隣でやっている自治体もありますので、そういった発信もどんどんしていくべきだと思いますんで。

Q すみません、今のところなんですけれども、1つ確認させてください。

オンラインで移住体験ツアーを行ったというふうに出ているんですけれども、これ、9 i z uさんがやったのかということと、具体的にどういう感じのオンラインの移住ってやるんですか。ちょっとイメージが湧かないもんですから、あと、それに職員も一緒に入ってやっているのかという、その3点について伺います。

A 通常でしたら、東京のほうで移住相談センターというところがございますので、そちらでやっているわけですが、令和4年度はそちらでやっております。ただ、コロナ禍でできないということで、9 i z uのほうですとか、あと要望がございましたら、伊豆市の市役所のほうでも個人の方と相談に乗っては、Z o o m会議のほうをしてございます。

やはり先日も新聞に載ったんですが、1人用の方もちょっと遠方から子どもを連れてきてくれて、現地を見に行きながら、残りの方はZ o o m会議という形で、1人用の移住相談もさせていただいたんですけれども、やはり伊豆市というところはどのようなところかよくまだ分からないというところで、どのような伊豆市、インフラがあるのか、あと、伊豆市も広いもんですから、海を求めている方、山のほうに住みたい方、やはり病気等もあって、病院等のそばがいいといった方、それぞれ御要望がございまして、そこをきめ細かく聞いて、その御要望に対してどのような場所ならば求めている地域ですよというような形で、一人一人求められているものが違うもんですから、その話をよく聞いて、我々としてはこのような、伊豆市も広いもんですからいろんな地区がございまして、この地域に移住どうでしょうかということでお勧めをしているような状況でございます。

Q そうしますと、Z o o mというのでパソコンの画面でやるわけですね。例えば、じゃ海の近くがいいんだけどもとなったときに、そういうプロモーションビデオみたいなものを流したりして、全景だとか、こんな地域ですよみたいな形で話をしていくんですか。ちょっとその辺のやり方が分からないもんで、イメージが湧かないもんで、も

うちちょっとイメージを伺いたいと思います。

A やはりそのような画像ですとか、病院ですとか、学校ですとか、写真を撮ってありまして、その辺を見せるような形にしてございます。その辺でイメージが湧くような形にしてございます。

Q 分かりました。

Q 波多野です。

説明資料の26ページの、電子計算事務費の3番の河川監視カメラ設置とあるんですけども、こちらの山田川の河川監視カメラ用建柱工事とあるんですけども、これはあれですかね、昨年、3年度では柱だけ立てて、カメラは次年度ということになるんでしょうか。

A はい。今、波多野議員がおっしゃるとおりでございます。今年度の11月に、カメラのほうは設置いたします。

Q 以前から、地域の人でやはりしゅんせつをやってくれという話があって、なかなかしゅんせつは難しいという回答があったんですけども、そのためにやっぱり河川の多分高さを見るものだと思うんですけども、何か所ぐらいつくんでしょうか。

A 山田川につきましては、1か所でございます。そのほか、あと古川ですとか、それぞれの場所は1か所になります。そのほかの古川ですとか、そういった場所で、カメラは山田川に2か所、3か所ということではなく、1か所でございます。

Q じゃ、この予算の120万というのは、山田川の1本だけということですかね。

A はい、そうですね。ただ、夜間も見れるような高性能なカメラでございますので、かなりそれでも高額なカメラとなりますので、やはり2か所3か所というのはなかなか難しいといった状況でございます。

Q あまり聞くとあれかなと思って。柱、柱だけだから、何本かあるのかなと思ったもので。柱が立っているだけということですかね。

Q 附属説明資料の26ページですけども、下の段の情報化推進事業の中に事業の内容として、1つ目の業務効率化で、行政用チャットシステム使用料とありますけれども、このチャットシステム、具体的にはどのような場面で使われてきたんでしょうか。

A こちらは、職員間、感じ的にはLINEに似たようなものでございます。ただ、全職員持っておりますので、例えばコロナ対応ですとか、台風が来たときに職員が出てもら

いたですとか、職員間の連携ですとか、あとは、L o G oチャットにつきましては、県内、L o G oチャット持っている方たちとつなげることができますので、例えば三島、伊豆市、伊豆の国市のあの電算協議会のメンバーが持っていて、情報交換に使ったりとか、多様な使い方をしてございます。

Q 市民向けには使われなかったということでしょうか。例えば、いろいろな問合せの場面にA Iを活用して、返事をするであるとか、そういうところをやっているところもあるんですけども、そういう場面の活用はなかったですか。

A これにつきましては、行政専用のチャットシステムでございますので、市民の方はこちらよっと入れないといった状況でございます。

Q 説明資料の27ページ、1の自治会活動事業で、この事業の成果として、区長から意見・質問が容易にできる体制を整えた。で、滞りなく連絡調整が図れたというふうなことが成果として挙げられています。これも昨年、令和2年度の事業の成果にも同じような内容で書かれてありました。この区長の方たちとは、年4回ぐらいでしたか、3回ですか。3回ですね。どのくらいその3回の会合でその意見・質問が容易にできる体制というのは、その3回の中でどういうふうにつくられたのかという、具体的にどういうふうなことをもって、こういうふうに書かれているのでしょうか。

A 令和3年度につきましてはこのような形で書かせていただきましたが、令和4年度の現在でございますが、やはり今、パソコンを持たれている方が区長さんの中にも多いもんですから、例えば年1回の区長さんからの要望、そして、緊急要望等もパソコンを使ってメールで送ってくる方おられまして、そこには、今までは区長印といったものが必要だったわけですが、もうそちらのほうは廃止をさせていただきまして、区長さんからメール等で、要望ですとか緊急要望のほうの受付を今年度からさせてもらっております。令和3年度にちょっとこういう書き方をしてしまって申し訳ないんですが、そういった意味で、区長さん、ここに来て、市に来ていただかなくても要望等が出せるというようなことを進めておりますので、こういう書き方をさせてもらいましたが、今現在もやはり区と行政をできるだけつなぐための事業のほうをやっていきいたいというふうに考えてございます。ちょっと令和3年度、その事業またやっていない中、ちょっとこういう書き方をしてしまって、申し訳ございません。

Q そうしますと、令和2年度と同じ内容の文章がこの事業の成果として載っているんですが、令和2年度にはそのメールで区長印も使わなくていいというふうな形の要望

の受け付け方はなかったということですか。

A 令和2年度はPDFのほうを添付してございましたので、やはりPDFですと、直接書き込むことができないといった書式になってございますして、それをもうワード、エクセル等を添付して直接書き込みをして、メール等で送付をできるというような形にさせていただきましたので、判こ等も要らないというような形にさせていただきましたので、ちょっとそういった意味で、以前はそういうことはなかったということ、できなかったということでございます。

Q そうしますと、この意見・質問が容易にできる体制というのは、パソコンを使って、直接顔を合わせなくても、電話をしなくても、メールで気軽に区長との連絡をしていた、そのほか、それとも、年に1回出す要望のことだけを言っているのでしょうか。やっぱり区からの要望ってかなりたくさんありますし、その区民にとっても、やっぱり区長が行政側と緊密に連絡を取っているというふうなイメージもありますので、ここの容易になったというこのやり方がそのメールを使うことに、ワードでさらにメールで簡単にできるようになったということだけを指しているのでしょうか、そこを教えてください。

A メール等でのやり取りがやはり全てとは思いませんので、年齢によっては、やはりその辺のコンピューターも持たれていない区長さんもあると思いますので、そういった意味で、地域づくり課のほうでできる限り対応のほうをさせていただきますが、もう少しメール以外で区長さんに対して受け付けをできるような体制というものを、ちょっと考えていきたいなというふうに思っております。

Q 回数にとらわれず、柔軟な区長との関係をつくれるような形で考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

Q お願いします。

26ページですね。先ほど、波多野議員が質問しましたけれども、関連ですけれども、3番の山田川の河川の監視カメラというのはどこの場所なのか、僕はちょっと分からないですけれども、そして、これについては24時間のチェック体制ができているのかどうか、また、大雨とか台風で危険を察した場合には、どのような対応をなさるのか。そして4点目は、金額が128万7,000円ですけれども、隣の波多野さんに聞いたら、あまりにもべらぼうに高いそうです。ということは、この基準は何に基づいて、どうしてこの

金額になったのかお尋ねします。

A よろしくお願ひします。

ただいまの質問の部分なんですけれども、この山田川の建柱、どこにしたのかということなんです、实际的に言えば、危機管理課のほうで山田川を監視したいという形で、場所に関しては危機管理課のほうで設定をしていただきました。实际的な場所なんですけれども、県道から山田川をちょっと上流に行った200メートルぐらいのところに、歩行者ぐらいが歩けるような橋があるんですけれども、その瓦屋さんの倉庫の場所の一角を借りて、そこに今建柱という形で、コンクリート柱を立てさせていただいています。

ちょっとこの金額の高額ではないかという部分なんですけれども、カメラをつけますんで、それで、ある程度の高さのところを引くという形で倒れないようにというように、実際にこれ、施工会社はこの实际的にその指定をしているカメラの販社であるNTTさんに電柱を立てていただいたんですけれども、その形でもってその電柱が倒れないような耐震等の基準で電柱を立てていただいて、これだけのちょっと経費という形になっています。

カメラなんですけれども、通常の可視カメラ、要するに、明るいとこで撮れるカメラと、あと赤外線、熱検知用の赤外線のカメラを使うような形で、そちら側で夜間で水量が、川の水の量が分かるという形で、今、システムを構築している最中なんですけれども、11月の納品をされると、災対室のほうで、災害対策の本部のほうで、今、うちの課長のほうが答弁したんですけれども、山田川と古川と、そして今、町屋のカメラを新しくするという形になっています。その3か所に関しては、その新しいカメラの設置するような形になっています。

カメラの部分に関しては、11月の納品するときにはカメラの監視システムと一緒に納入されますんで、災害対策本部のほうでその映像が見れるような形の映像システムを導入いたします。

今のところ、市民のほうへのその映像の公開というところに関しては、予定には入っていません。

以上です。

Q まだ2つ問いに答えていないんですけども、このカメラは24時間体制をチェックができるのかどうかということ聞いた、それに対して、まだ答えがなかった。

そして、この山田川の河川が大雨によって大分かき上げになったときの対応はどう

するのかということも答えていないんですけども、お願いします。

A 申し訳ありません。

24時間のチェック体制という形、映像に関しては24時間の監視と映像の登録ができますので、24時間の監視はできます。実際的に監視体制ということになると、これ危機管理課のほうでどういうふうにご利用するかという問題がありますので、災害時、雨量等でなったときに、災害本部のほうでその監視をしていくという形になると思います。

水量云々のものに関しても、その映像を見て、災害対策本部のほうでどういうふうな指示を出すのかという形になりますので、そちらの判断はちょっと危機管理課のほうになるのかなと思います。

以上です。

Q 地域づくり課に関しては、答えがこの程度の答弁ということですね。あとは危機管理課に、河川の危なっかしい状況になったときには危機管理課で判断するということですよ。それでいいんですか。そういうことですか。

A はい。やはりこういったネットにつながるようなシステムにつきましては、全てこの電子計算もしくは情報課推進事業でやってございますので、各課の管轄の事業ではありますが、やはりコンピューターに関することですか、こういったものにつきましては地域づくり課のほうで対応していますので、その後の運用等につきましてはやはりちょっと我々のほうではできませんので、危機管理課のほうにお願いしたいというふうに考えてございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○委員長 なければ、これで質疑を終了します。

(委員間討議) なし

○委員長 以上で総合政策部所管科目の質疑と討議が終了いたしました。総合政策部の皆さん、お疲れさまでした。

入替えまで暫時休憩いたします。

[休 憩]

【総務部関係】

議案第52号 令和3年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q お問い合わせいたします。

成果説明資料3ページです。

行政改革事業ですけれども、この中に、目的として、集中改革プランにより行政改革を推進するとあります。そして、事業の内容としていろいろ書いてありますけれども、意見を9月に取りまとめて報告書を作成したということで、翌年の、今年になってからだと思うんですけれども、3月25日に新体制の委員会を開催し、活発な意見交換がなされたということが書いてあります。この活発な意見交換がなされて、報告書を作成したということで、令和4年度に対してどういった要するに改善がなされて、どういった要するに行政事務の改革が図れたのか、そのところをお聞きします。

A よろしくお願ひします。

まず、集中改革プランというのがありまして、それが伊豆市の行政改革大綱というものの指針の集中改革プランというのがあります。集中改革プランには54項目の取組のものがござります。その54の令和3年度に実施した内容、スケジュールも含めてなんですけれども、その内容について報告をしたところなんです。大きなところで、包括的アウトソーシングもこの項目に入っております。当初、令和4年の実施だったんですけれども、これを繰り上げて令和3年度に実施しております。そのほかにも、公共施設の有効活用ですとか、ふるさと納税ですとか、各項目がありますけれども、それらに対する意見を聞いたというところなんです。

Q 今お答え願ったようなことをここに書いてもらいたいですよね、本来は。どういうような成果があったから、要するに成果物があったから、令和4年度にはこういった要するに改革を推進していきますとか、そういった成果がちょっとここに。ただ意見報告がなされたとかって、これで終わっちゃっているんです。本来ならば、成果物をここに記入すべきですよね。前年度と同じような内容のものを羅列するんじゃなくて、成果があった内容を今度書いていただきたいなど。来年度はそうしていただきたい。お願いします。

〔「ありがとうございます。御指摘のとおり修正いたします」と言う人あり〕

Q 戻りまして、2ページです。

職員研修福利厚生事業ですけれども、この中に職員のストレスチェックを行ったということが書いてあります。常勤職員、非正規職員を含んで489名行ったとありますけれども、そのうちの高ストレスの方が74人おったと。全体の16%いると書いてありますけれども、こういった方々のフォローというのはどういうふうに行っているんですか。そのうちの7名が面談の実施対応済みとなっていますけれども、ほかの方々はどうしたんですか、高ストレスを持っている方々、職員の方々。また、今日来ていただく中でもそういった高ストレスを持っている人がいるかもしれない。そういった方にどのような対処をしたのか、ちょっとお聞きします。

A 先日の間野議員さんの議案質疑でもありましたけれども、高ストレス者に対しては産業医や衛生管理者に相談、それから医療機関への受診を勧めております。ただ、実際に産業医に受けたのがこの人数となっております。

Q ほかに方々はどうしたんですか。

A 一応、産業医、それから繰り返しになりますけれども、衛生管理者にはつなげておりますけれども、あとは御本人さんが同意をして、受けていただくような形を取っております。こちらでは勧めております。

Q員 本人の同意がなければ、産業医ですか、そういった方々に見てもらえないということなんですか。じゃ、ストレスを抱えたまま職務に就いているという状況だと、ますますストレスがたまってくるんじゃないかと危惧されるわけです。それは、行政としていいと思っているのか。私はそうは思いませんけれども、一般企業ですと強制的にもう治療に入りなさいとやっていう方法を取るんですけれども、行政職ではそういったことはなさないんですか。

A 現状、強制的にというところまでは、すいません、指導のほうはしておりません。

A ただいまのストレスチェックのフォローにつきましては、ただいま総務課長がお答えしたとおりで、基本的には高ストレスの判定を業者のほうで行った段階において、通常の職員と、この高ストレスとは別の文書を差し入れて、先ほど、先日も私お答えさせていただいたとおり、受診の勧奨等は行っております。ただし、職員のストレスのフォローにつきましては、これだけではなく、日常的には当然、各課の上司、課長をはじめとした管理職がその職員の様子を見るとか、また衛生管理者である保健師への相談であるとか、当然、私ども人事にも相談窓口というか、相談を担当する職員もおりますので、そういった職員等々を配置した上で、職員のストレスの軽減には努めていきたいと。また努めているということでございます。

以上です。

Q そのストレスがどういった原因で起きているのか。要するに、窓口業務であれば、窓口に来た一般市民の方からのストレスが多いのか、それとか要するに、言わば仕事の中の上司、部下との関係があるのかと。いろんな要するに、ことが考えられるわけですよ。それに即した対応をすることが、しなければならぬと思うんですけども、そういったことはなされているんですか。

A 現時点では、こちらの人事側から強制的に高ストレスの者に対して、確実に専門医の受診であるとか、アドバイスとかということを実行しているということではございませんが、基本的に、御本人がその結果を見た上で、相談窓口というのは当然常に用意してありますので、そこを受診していただきたいということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、それを放置していいかと言われれば、当然そんなことはありませんので、今後、これ以外、ストレスチェックは、これは毎年やっております。職員本人は経年の自分の状態というのは毎年分かるようになっておりますので、その中で判断していただくというのも一つでありますし、私ども人事側のほうから、そういった職員にフォローするような新しいやり方というのは、当然考えていかなければならないというふうに思っております。

Q 多方面からいろいろ見ていただきたい。というのは要するに、本人の健康状態もそうなんですけれども、それがストレスが、高ストレスがたまることによって、行政職の業務執行にも影響を及ぼす。それは、しいては要するに、市民に対してのサービスも低下するということになってきますものですから、しっかりとそこところは把握して、対処していただきたいというふうに思っています。これは意見です。以上です。

Q 附属説明資料の11ページでございます。

公有財産管理事業で、事業の内容の中ほどにあるんですけども、今後の公共施設の在り方を計画する業務という中に入るのかどうか分からないんですけども、令和3年度の予算の概要説明を見ると、事業の内容というところで、旧小学校用途変更支援業務として旧八岳小学校体育館用途変更支援ということが特出しで書かれているんですけども、この八岳小学校の体育館用途変更支援に予算化された207万9,000円、決算ではどういう結果になったのでしょうか。

A よろしくお願いたします。

旧八岳小学校の用途変更なんですけど、予算の計上をしたときから変更して、こちら解

体という方向になりましたので、用途変更業務は実施しておりません。なので、予算を執行していないということになります。

以上です。

Q 分かりました。

Q よろしく願いいたします。

私も今の杉山委員と同じ11ページ、公有財産管理事業なんですけれども、不動産鑑定が6件あったと。ここに3件分書いてあるんですけれども、残りの3件の場所と鑑定に至る経緯というのは様々だと思うんですけれども、例えばそこを業者が使いたいから貸してくれ、あるいは売ってくれというのか、あるいは市のほうから積極的に営業しているのか、ちょっとそこを確認させてください。

あと、市有財産の保全業務ということで、支障木とか草刈りを実施しているんですけれども、もう大体背が伸びる場所なんていうのは毎年分かっていると思うんですけれども、パトロールをしながら定期的に行っているのか、あるいはもしやっているなら、年に1回なのか、2回なのか、ちょっと細かいですけれども、お願いします。

A すいません、お答えいたします。

不動産鑑定6件なんですけれども、西平、月ヶ瀬と土肥ふじみのほかは、あと土肥世良田医院跡地、あとは西平の残土処理のうちの市有地部分について、あとふじみ荘の跡地、土肥ふじみ荘跡地。

[発言する人あり]

A ごめんなさい。ふじみ荘はあるか。西平ですいません、市有地としてあと1件で4件で、あとすいません、JAの小下田支店を不動産鑑定しております。こちら、ここまではうちのほうでやっております。

あと草刈りについてなんですけれども、草刈りにつきましては、市内で草刈りするところが多くございます。その中で、基本的には1か所につきまして年3回をめぐりに実施をしたいというところで、パトロールといいますか、現地確認を行って実施をしております。大体今、基本的に御迷惑をかけないように実施したい箇所が市内で30か所。ここだけは苦情等もありますので、年3回実施したいというところで計画しております。

以上です。

Q あと1つ、鑑定に至る経緯、例えば小下田のJAの場合なんかは、避難所としてということで、地元との協議があったと思うんですけれども、あるいは世良田医院跡地なん

かは、空いているのもったいないのでやったのか、あるいは地区が、あるいは個人がそこを使いたいと言って不動産鑑定をしたのか。ちょっとその辺について、分かる範囲で教えてください。

A お答えいたします。

基本的に、不動産鑑定につきましては、まずは私ども売却をしたいところ、そこがまず第一優先になります。そこでまず不動産鑑定をしまして、この不動産鑑定につきましては、1回やって終わりではなくて、やはり時代とともに価格も変更いたしますので、定期的な見直しを行わなければいけないという中で、この世良田医院なんかも過去にもやっておりますが、1回公募して売れない。また売りたい、どうしても売りたいときに、年数がたっているのもう一度見直しをするという業務も、この不動産鑑定には入っております。

Q 分かりました。ありがとうございます。

(委員間討議) なし

【危機管理課関係】

議案第52号 令和3年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 附属資料122の123ページ、無線通信設備管理事業についての中のデジタル同報無線について質問をさせていただきます。

今回、アナログの同報無線からデジタル同報無線になったことで、小さな今までずっと無線が聞こえなかった数軒の山奥の地区にも同報無線が聞こえるようになりまして、非常に感謝をしております。それで、デジタルになったことで、非常に便利になったといますか、アナログとはこういうふうに違って、住民にとってこれで安全が確保できるという部分を御説明いただきたいと思います。

A よろしく願いいたします。

今の委員御質問のありました同報無線のデジタル化によるメリットということで、まずアナログというのは、もう声だけというような形になっていたと思います。それが音の部分におきましても、音質の向上により屋外のまずスピーカーの音声が大変聞き

やすくなったという声を市民の方からも聞いております。また、例えば文字で入力した音声、それを合成してまた放送することなんかもできます。音に関しましては、既存の音声支局の音達エリアの見直しを行っております。今まで聞こえなかったエリア等も高性能のスピーカーの導入や難視聴地域の新規に同報無線のラップ、スピーカー等を新設したことによりまして、聞こえなかった地域にも放送が大変届くような形にしております。

また、デジタル化によりまして、音声だけではなく、同時に複数の情報配信、例えばホームページ、そして登録のメールとか、そういったものに情報の伝達が同時に、音声と同時に発信することができるようになっております。また、戸別受信機とか、これまで設置していたものに関しまして、今は伊豆市の情報メール、そして防災アプリ等へも同時に配信することによりまして、例えば全国どこにいても、そういったここで放送した内容を確認することが一応可能になっているというような、そういった性能があります。

そして、相互の通信が可能となる元のラップ、同報無線の屋外支局からもちろん放送することもできますし、その屋外支局から、こちら市役所の本庁舎との通信も可能となっているエリアもあります。その部分につきましては、アンサーバックという機能がありまして、孤立予想地域、45局想定しております。そちらの例えば災害があつて、どうしても孤立をしてしまうような、予想される地域につきましては、そのような機能のものをつけさせていただいて、例えば孤立してしまっても、そういった同報無線の設備から直接市役所のほうと通信をすることができるというような機能がついております。

以上になります。

Q 確認させてください。孤立したときにパンザマストのところへ、パンサマストって塔のところ、スピーカーがついた塔のところへ行けば、直接被害状況ですとか、そういったことを市役所に直接伝えられるということですね。

A そのような形になります。その機能を使っていただいで、通信をして状況を知らせて伝えていただける。相互に情報を、連絡を取り合うような形ができる機能となっております。

以上です。

Q お願いします。

ページは26ページの1番の電子計算事業、これは地域づくり課だったんですけど

も、先ほど僕が質問した内容が地域づくり課では答弁できないものですから、危機管理課でお答えをお願いしますということで、質問しますけれども、よろしいですか。いい。

3番の河川監視カメラのところ、山田川のところがございます。そのときに、この山田川のところの場所は聞きました。それで、問題は24時間体制でチェックが可能だということも聞きました。そしてその後、もしもこの山田川の河川が大雨とか台風によって水かさが増したときに、何を基準にして判断するのかをお願いします。

A お答えいたします。

静岡県の情報のサイトがありまして、サイポス静岡ってあるんですけども、それに市内の主な橋のところの水位が出るようになっていきます。それを見ながら、実際につけていただければ、そのカメラを見ながら判断をできるということになります。水防団の警戒水位とか、そういうのが出ていますので、それを見てやっております。

以上です。

Q 水位基準ということでお答えいただきました。ならば、水位基準が上がっている場合はどのような対処をしますか。

A 上がっている場合は、消防団と警戒指示をさせていただくようになると思います。

以上です。

Q 消防団と連絡し合って、そしてそれからどうする。

A ですので、まず消防団がまず警戒水位に来て、それで避難水位とか、氾濫水位とか、そういう基準になっていますので、段階を追って、こちらのほうで指示というか、情報を流すような形になると思います。

以上です。

Q 段階は、基準を設けて段階でいって、一番危ないレッドゾーンの赤のところまで達したら、これはどうする。

A 気象庁の情報でキキクルというものがあると思うんです。キキクルという情報、気象庁を見ると、ヤフーも指示というのが出てくると思うんですけども、そういうのも連携していますので、それ以前に、レベル3になったときには、高齢者の方が避難。そういうふうに、こちらのほうで広報していただいて、早く逃げてくださいというふうな段取りを、段取りというか、指示をさせていただくようになると思います。

以上です。

Q 3、4、5のレベルで基準を設ける。これは分かった。特に、熊坂というのは必ず台風でやられて、水に対する危機意識ってものすごく高いわけ。そして、あの堤防という

のはちょっと斜めになって、割かし危ないんだよね。それで、僕も土木事務所に2年前に行って、土木事務所の所長かそれと熊坂の区長さんに行って、あの山田川の堤防を1メートルぐらいかさ上げしてくれというふうに要望しに行ったのよ。そうしたら、支所長がとんでもない答えを言ったの。あの水位を、危険水位のところの危なっかしいところを写真に撮ってくれと言われたわけよ。啞然として、危なっかしいときというのは皆さん避難するんだよね。危なっかしいところの写真を撮ってくれと言って、そうしたら、われらは考えますと言ったんだよ。お前、ばかじゃないかって言って。レベル4、5という形で、できたらすごく安心しました。よろしくをお願いします。

A すいません、お願いというか、ちょうどいいお話をさせていただいたんですけれども、ぜひそういう危険なところがあったら、皆さんで河川管理者、一般の河川については市ですけれども、そういう大きな河川については、こういうところがあるよということで、どんどん情報を上げて、ただ、しゅんせつが必要なところとかあると思うんですよ、堆積したり。例えば、沖田川と山田川と狩野川が合流しますよね。あそこのところ、多分堆積していると思うんです。結局、本流が右カーブであって、当然外にいきますよね、流心が。なおかつ合流が2本来ている。ということは、多分、多分じゃなくて、そのところ、たまるようになると思います。そうすると、当然しゅんせつが必要になると思うんです。そういうところを事前にチェックしていかなければいけないというのは、自分たちは分かっているんで、お互いと言ったら失礼ですけれども、そういうふうに、市民の皆さんの安全のために、そういう情報をいただければ、逆に私たちも結局、議員の皆さんに頼ってお願いしますよね。星谷議員に土木事務所に行ってくださいとかって言うかもしれんものですから、ぜひよろしくをお願いします。

Q 先ほどの浅田委員と同じ附属説明資料123ページのデジタル同報無線の関係ですけれども、もう一点だけ確認させてください。

様々なメリットがあるということが分かりました。その上でですけれども、どうしても孤立地域の課題ということ、電源の問題があると思うんですけれども、いろいろな省電力化というのが進められていると思いますけれども、停電対策というのはどんなふうになっているのでしょうか。

A よろしくをお願いします。

先ほどの停電対策につきまして回答させていただきます。

停電につきましては、先ほど申し上げましたとおり、パンザマストの中にバッテリー

を積んであります。ですので、大体発災から3日間は電気がもつような仕組みとなっていますので、孤立予想集落につきましてのパンザマストについては、一応3日間電気のバッテリーを積んでいる形になります。

以上です。

Q それは、3日間というのはアナログのときと同じですか。デジタル化によって、それが電池の残存期間が延びたというようなことはありませんか。

A アナログのときも2日間、3日間と、地区によって製造メーカーが違いますので、ばらばらです。バッテリーにつきましては、基本的には同じ形で3日間というような形で、特に変化はありません。

以上です。

Q よろしくお願いたします。

附属説明資料の123ページ、ちょっとここには書いていないんですけども、防災対策事業ということで、こちらの決算書のほうにはメールシステム使用料ということで、96万3,600円出ているんですけども、これは伊豆市の情報メールのシステム使用料だと思っておりますけれども、非常にこれ、毎日コロナなんかも感染者が何人ということで入ってくるんですけども、これの普及率というのは把握しているんですか。

A これ、毎月報告がこのシステムの会社のほうからメールで送られてきます。それで、メールで配信、そして受信につきましても、毎年この風水害のときをはじめ、広報紙等で市民の方にも周知をさせていただいて、多く、同報無線の連携とかというところもありますので、今現在、その周知のほうも含めてやっております。今、登録数が今現在9,000人ほどの登録数をいただいているところになります。

以上になります。

Q 9,000人というと、多いのか少ないのか、ちょっとよく分からないんですけども、先ほど休憩の前にちょっと課長とも話をしたんですけども、今使っている防災ラジオであるとか、旧町時代の戸別受信機も、アナログも併用して5年ぐらいは使えるような話もちょっと聞いたんですけども、ぜひメールシステムを取り入れてもらうことによって、高齢者でも聞こえなくても見られるということで、リングローさんなんか結構、スマホ教室みたいなのをやって、そこでお願いをすれば入れてもらえるというふうなこともあるので、そういう民間の力も借りながら、あるいはもうちょっと広報だけではなくて、市役所へ持ち込んでいただければメール、やり方が分からない人が多いと

思うので、そういう啓発なんかもしたらと思っているんですけども、その辺について、もし回答があればいただきたいと思います。

A すいません、お答えいたします。

総合政策部であるパソコン教室、それに一緒にうちのほうでも、危機管理課のほうで出て、一緒にパソコン教室の中で、スマホ教室の中で一緒にそのアプリを入れてもらうような、今協議を、もっとも話はしているので、それで一緒にやっていくことで今進めております。

以上です。

Q 122ページの消防設備管理事業、いわゆるポンプ車の更新なんですけど、あれは法律的に決まっているんだと思うんですけども、何か走行距離も、まだ見かけも新しいのに替えなきゃいけないなんていうことで、非常に私も無駄に感じる場所があるんですけど、あれは絶対に法的なものは守らなきゃいけないのか。それとも、ある程度メンテナンスで乗り切れるのか教えていただきたいのが1点と、その中で、3年度にいわゆるもう使っていないポンプ車をどの程度処理できたと言ったら失礼ですか、処分できたのか。あるいは、それが3年度に逆に増えてしまって、どこかに置いてあるのか。実態を教えてください。

A お答えいたします。

走行距離等、状況を見て更新をする方向になっています。それから、廃車というか、使わなくなった車両について、昨年度は売却等はしてございません。資産経営課のほうからは、ちょっと話が来ているので、その辺を使って売却等をしていけたらなと思っています。

以上です。

Q 120ページ、決算説明資料の120ページです。下段の消防団運営費のほうなんですけれども、最近、去年だったか、近くの市町のほうで消防団の寄附とかが少し話題になったそうで、その後、ちょっと一般質問もあったんですけども、あえて聞かなかったんですけども、ちょっと時間がたったので聞かせていただきたいくて。伊豆市としては、やはり寄附とかがあって、やっぱり消防団が地域のお祭り事だとか、いろんなことに多分協力していると思うんです。そういうのも含めた寄附だというのは、自分も一緒にやっていたので分かるんですけども、その辺が今後どうなっていくのか知りたいのと、消

防団の運営として、今の予算で足りているのかどうか、その辺を教えてください。

A お答えいたします。

消防団の協力金についてですけれども、消防団としては、本部会議のほうで各分団に任せる判断だということでお伝えをしております。それから、分団の運営費が足りているかということですが、特に要望とかはございませんので、本部会議からでもそういう要望が上がっていませんので、足りているというふうに判断しております。

以上です。

Q なかなか人が集まる、コロナで集まることも少なかったとは思っています。演習もなかったりとかして。ただ、またコロナが明けてくることによって、やっぱり活動が活発になってきたり、やっぱり地域から、例えば消火訓練の応援要請だとか、いろんなこともあると思うんです。そうしたときに、ある程度区切りをつけるところは必要だと思うんですけれども、その辺の活動費というのも、去年は多分なかったなとは思っていますけれども、あまり未来のことを聞いちゃあれだな。ちょっとその辺心配になったんですけれども、じゃ、昨年度はそこそこ足りたのかなということでもいいですね。

あと、何かアンケートみたいなのは、取ったりとかはしているんですか。特に、下から上がってこなければ、聞いてもいないということでしょうか。

A 本部会議のほうで議題に来ないということなので、アンケートとか、そういうことではなく、本部会議で議論されるべきものだと思うので、そこで上がってきて、こちらのほうで危機管理課のほうへ上がってくるんだと思っております。

それから、協力金については、夜警費のことで、そういう二重徴収じゃないか、二重納付じゃないかという話だと思うんです。その辺については、先ほども言いましたけれども、自治会のほうで消防団と共にやってもらうということを、本部会議のほうでお伝えしてありますので、そういうことで指示をさせていただきます。

以上です。

(委員間討議) なし

【産業部関係】

議案第52号 令和3年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について	【所管科目】
----------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑)

Q すみません。よろしくお願ひいたします。

補足説明資料の88ページ。ちょっと2つ、一気にいきます。

1つは、有害鳥獣被害対策事業ということで、わなの取得免許、2名の申請があったということですが、鹿の生息数というのは依然として多い状況なので、もう少し免許を取ってくれる人を増やすことについてはどのように考えているのか。あるいは、もう大体農業をやっている人は免許持っていて、なかなか増える見込みがないのか、伺いたいと思います。

あと、食肉加工センターで、令和2年度の決算だと鹿、イノシシで963頭、令和3年だと799頭ということで、令和4年の予算は1,150頭ということになっているんですけども、200頭ぐらい減少しているんですけども、その理由というのをどのように考えているのか。2点伺います。

A よろしくお願ひします。

まず、有害鳥獣被害対策のほうのわなの取得についてですけれども、毎年、わなの取得をされる方に対して半額の補助ということで制度を設けさせていただいております。昨年2件だということだったんですけども、主にわなの免許を取得するのが農家の方が多ということで、その制度を始めたんですけども、ある程度その制度が浸透して、ほぼほぼ必要な方がもう免許を取られたのかなというところで、去年は2件だったかと思います。

どんどん、わなの免許を取る方も持っている方も高齢化していますので、これからは若い方にうんと取ってもらうようにアピールをしていきたいと思っています。

続きまして、食肉加工センターの搬入数が令和2年度に比べて200頭ぐらい少なくなっているという件ですけれども、こちらのほうにつきましては、やはり自然のものもありますし、毎年捕れる数はばらつきはあるのですけれども、一つ減った原因としましては、毎年県のほうで鹿の生育頭数の調査をしております、5年前に比べると約5,000頭ぐらい減っております。それが一つの原因かとは思いますが、あとは、イズシカ問屋以外も加工施設ができましたので、そちらへ搬入される方も若干いらっしゃるのかなと。そういうことで、昨年度減少したのではないかなというふうに推測されます。

以上です。

Q そうですね。両方に言えることなんですけれども、わなの人も食肉加工センターへ搬入する人も高齢化が進んでいて、あと本当に、今頑張っている人が10年もするとかな

か山へ入れなくなるという心配があるものですから、若い人を増やすということで、わなの免許については引き続き頑張ってもらいたいということと、頭数が減っているについては、予算で1,150頭目標になっていたんですよね。それは漠然と何となくしたのか、ちょっとそこだけ最後確認させてください。実際に減った理由についてはいろんな理由があると思うんですけれども、ちょっと予算のときの頭数に比べてどうなのかなというのがあるもので、そこの考え方みたいなものを教えていただければ。

A 予算につきましては、例年、1頭平均で1万円の報償費ということで、1,150頭ということで1,150万円計上させていただいております。

先ほどのちょっと減った一因としましては、豚熱、昔、豚コレラと言われていた病気があるんですけれども、その病気が伊豆の国市まで発生源が広がってしまっていて、伊豆市の一部もそのエリアに入っていたものですから、その一部のイノシシの搬入を制限したということも原因にはなっているかと思えます。

Q 分かりました。

Q よろしくをお願いします。

今の88ページのところの有害鳥獣被害対策事業に関わる、あと、食肉加工センター管理運営事業に関わることなんですけれども、今のやり取りを聞いていて、鹿、イノシシの頭数が全体的に減少傾向にあるという中で、捕獲頭数も減ってきているという話なんですけれども、そもそも捕獲をするというのは、農業被害を軽減するというところから始まっていると思うんですが、データを持っていれば教えてもらいたいんですけれども、令和3年度の農業被害額、それに対して令和2年度の農業被害額とか数字がもしあれば、改善傾向にあるのかどうなのかというところを見たいんですけれども、いいでしょうか。

A すみません。お待たせしました。

令和2年度につきましては、農地約9.8ヘクタールで、金額が3,270万6,000円の被害額でした。それに対して、令和3年度につきましては9.6ヘクタール、3,004ヘクタールということで、僅か……

〔「3,004万円ね」と言う人あり〕

A 3,004万円の被害額ということで、微減という形で少なくはなっています。

Q 今おっしゃられた令和2年度の9.8ヘクタールとか令和3年度の9.6ヘクタールというのは、被害に遭った農地の面積ということでよろしいですね。一応確認します。

A この調査の結果ですけれども、これは毎年部農会長を通じて各農家さんにアンケートを取って集計したものになっております。これは農地の被害面積ということと被害額ということです。

Q そうしますと、データのとおりあまり変わらずというか、多少改善しているような数字になっているんですけれども、農林水産課として、この有害鳥獣被害対策事業、これが、いろいろ事業を立てて対策を進めているんですけれども、今後も継続してやっていく必要があるのか、それとも、もうそろそろ見直しをかけて別の方策を考えなきゃいけないのかという、その辺の方向性というのは、令和3年度のこの決算結果を見てどのように判断しているのか伺いたしたいと思います。

A 令和2年度に比べて令和3年度、被害等については少しですけれども減っていると。イズシカ問屋の搬入頭数も減っているという中で、有害鳥獣被害対策、今後どのようにしていくかということですが、とにかく高齢化が進んでおりますので、若い方への捕獲への参加の呼びかけとか、あと、今、捕獲もそうなんですけれども、有害鳥獣被害対策としては、防御のほう、防護柵の設置に対しても補助金を出しております。そちらのほうもある程度、もう10年以上その制度をやっていますので、その制度の見直し等は考えていきたいなというふうに思っております。

A 鹿等の捕獲数、確かに減ってはいるという状況ではあるんですけれども、またここで緩めてしまいますと、また元のとおり増えてしまうという状況がやっぱり懸念されますので、もっとさらに、やはりそこは有害鳥獣対策は強化して、今までと同じように進めていきたいというふうに思います。

Q お願いします。

追加説明資料89ページの森林環境譲与税の活用事業ですけれども、この中に、2の事業の内容の中に、森林環境譲与税に関する市民アンケート業務委託ということで載っていますけれども、このアンケートをした目的、それから、それにのっとった事業内容、そして、アンケートの結果、そして、それを今後どういうふうに生かすのか、そこのところお聞かせください。

A 森林環境譲与税を活用するために、無作為の抽出で市内に在住する方の1,200名に対してアンケートを実施いたしました。

目的としましては、まず、森林環境譲与税というものが各市町に配分されているわけですから、それをどのように活用していったらいいかというようなことを調べる

のが目的ということになるかと思えます。

それで、アンケートの回答率というのは約54%ぐらいだったということになります。

内容としましては、今、自分の所有している山林の位置とか、どのぐらい持っているかというの分からないという方がかなりいらっしゃるということで、自分がどのくらい持っているか知りたいとか、そういうものの管理がなかなかできないのでどうしたらいいとか、そういうような内容でありました。

その結果を受けまして、今後協議会を立ち上げまして、その協議会の中で森林環境譲与税をどのような形で使っていくかというのを審議していきたいというふうに考えております。

Q このアンケートは無作為と言いましたけれども、それは森林組合に加盟している、加盟していないに関わらず無作為ということですか。ということは、森林を持っている人、持っていない人、もう全体にわたってその調査をしたということですか。

A 市内の住民の方で、年齢も性別も、あと森林組合に入っている、入っていない、山林を持っている、持っていないに関係なく、全くの無作為で、ある程度地域性は考慮した上でアンケートを実施しております。

以上です。

Q 森林所有者ならばかなり興味があるような、要するに内容をアンケートの中に盛り込んでいると思うんですね。となると、森林を持っている所有者に出すべきですね。そういった方々というのは、要するに自分の山林の面積がどのくらいあるかということは、固定資産の、要するに税金、来ますよね、毎年。あれを見れば面積が載っているわけですね。自分の財産に興味がないなんてことはあり得ないですから、そういったところで確認するということも言えるわけですね。

それから、それがなくなっちゃった場合については、税務課が来れば、要するに取れるわけですね。そういったところも併せて後で御案内できると思うんですけども、ですから、要するに無作為という、男女も関係なくというのは、要するにどうかと思う。やっぱり森林の保有者に対してどういった活用がありますか、方法ありますかと聞いたほうが、もっとベストな、要するに回答が得られるんじゃないかと思うんですけども、それは考えなかったですか。

A 森林環境譲与税というのは、もちろん森林を持っている、伊豆市の中にある森林の整備というのが一番の目的ではありますが、それ以外に、例えば、今度新しい中学校ができますけれども、その木質化とか、森林を持っていない方にももっと木材に興味

を持っていただきたいとか、木材を使って何かできないかと、そういうようなことを提案していただければなということで、無作為、男女の別なくアンケートを実施させていただきました。

以上です。

Q 資料の2、89ページ、地域おこし協力隊推進事業についてお伺いします。

こちら、国費等の充当率というのはどれくらいになるでしょうか。

A この地域おこし協力隊の制度というのは、自治省が行っているわけですがけれども、国費100%ということになっております。

Q ということは、市の税収と一般財源はほぼ使わないで、ほとんど国のお金でできるということですね。

この制度は、いろんな地方へ行きますと積極的に活用されていて、地域で移住・定住の中心の事業になったりしております。

また、今回は5名ということなんですけれども、決算とちょっと外れちゃいますけれども、将来的にもっともっと増やしていこうとかという、そういうお考えはあるでしょうか。

A 令和3年度の実績として、活動していたのは5名ということですがけれども、令和4年度、本年度になりまして、4名の隊員の募集を考えておりまして、もう既にその4名が決定しております。まだ配属はされた方1名だけですがけれども、あと3名は居住先とかそういうのが決まり次第活動してもらおうようになると思います。

Q 同じ89ページです。

森林環境譲与税の活用事業の中でありますがけれども、事業の内容の(1)の一番下にあります鉢窪山山頂整備業務委託とあります462万円かけていますけれども、整備内容について説明いただけますか。

それともう一つ、概要説明には載っていないんですけれども、決算書の187ページにあるんですけれども、ナラ枯れ被害対策事業補助金ということで164万1,000円が支出されているんですけれども、確かシイタケ農家とかそういう方が対象になったと思うんですけれども、この実施によってどの程度の効果というか、そういった、規模的にどの程度の対策が、倒木して処理するということなんですけれども、対策が施されたのか。そして、ナラ枯れの状況ですがけれども、令和3年度を通じてその拡大状況、あるいはそ

れがある程度収まっているのか、そういうような状況まで把握できていたらお願いします。

A まず、森林環境譲与税の関係の鉢窪山の整備事業のほうですけれども、これは、鉢窪山自体はジオサイトに指定されているということで、数年前に大きい台風で、その鉢窪山へ行く作業道というか歩道が倒木によって塞がれてしまったということがあります。一部は、その前の年に森の力再生事業という県の事業で倒木の撤去等やったんですけれども、一部は保安林が含まれていまして、森の力再生事業ではどうしてもそこは手を出せないということがありましたので、森林環境譲与税を活用して、そちらの作業道の整備を行いました。

あと、その上の遊歩道も、鉢窪山の遊歩道の整備も実施をいたしました。ちょっと、規模についてはすみません。今ちょっと資料を持ち合わせて……

規模につきましては、風倒木の処理が1.8ヘクタール、簡易柵を100メートル、簡易作業道、これが250メートル、これをそれぞれ設置したということになっております。

ナラ枯れ被害対策事業補助金ですけれども、こちらにつきましては、全国的にそのナラ枯れの被害が拡大しているということで、伊豆市もそのエリアにとうとう入ってきたということで、令和3年度から令和5年度までの期限付なんですけれども、要綱を設置して倒木の撤去に対しての補助をしていこうということで、補助金を設置しました。

ナラ枯れの被害につきまして、一般的な道路周辺のナラ、クヌギ等の枯れ木の撤去もそうなんですけれども伊豆市の主要な産業であるシイタケ栽培と、そういうところのほだ場とかで日よけで使っているナラやクヌギがどうしても枯れてしまって、シイタケの産業の妨げになっているということで、そちらは倒木というよりは、枯れてしまった樹木への薬剤注入とかそういうものに対して補助をしたということです。

一応、200万円の予算を計上させていただきましたけれども、164万1,000円の支出がありました。

このナラ枯れが今どうなっているかということなんですけれども、幸いなことにシイタケ生産者のほうからのそういう申請については、令和4年度は今のところありません。ただ、観光施設とか、あと、地域の集会所の近くとか、山道の付近とか、そういうところのやっぱり枯れ木は、今もってまだ出ているという状況でございます。

ただ、県の研究所の専門研究員の方の話ですと、やはり3年ぐらいの周期で収まっていくというふうに聞いていますので、令和3年度から5年ということで、3年の時限的な補助金とさせていただいております。

以上です。

Q 要綱については、予算のときにまだしっかり確認していなかったんですけれども、補助金を受けられる対象者であるとか、補助率であるとか、そんなことを教えていただけますか。

A この補助金ですけれども、補助対象というのは、先ほど言いましたシイタケ生産者もそうですけれども、特定の方ということではなくて、誰でも、例えば家の近くにそういう木があるよということであっても、それは対象になりますので、申請することができます。

事業費の2分の1以内で、最高20万円までということで補助をさせていただいております。

以上です。

Q すみません、もう少し。

市民からお声まだ伺ったわけではないんですけれども、個人で自力でチェーンソー使って処理したと、そういう場合には、算定のしようがないと思うんですけれども、それでもガソリン代とかそういうのは対象にならないんですか。

A 基本的には、最初に申請を出してもらい、実施する前に出してもらいということが原則となりますので、業者なりの見積りを出していただいて、それに対して実際現地を確認して、これは妥当であると判断したのに対して補助を出しております。

Q 説明資料87ページの事業の内容の(4)に、市有林整備事業の保育間伐とあるんですけれども、こちらの確か何か伐採をして、確かそのまんま山の中に置いていくような話を聞いたんですけれども、そのとおりでよろしいでしょうか。

A そうですね。保育間伐というのは、別名切捨て間伐というように、どうしても道が入れられないとか、そういう森林、そういうところはそういう形で作業をしております。

Q 例えば、その間伐した木材というのは、そのまんま置いておいても山の下に崩れてくるようなことないのでしょうか。

何がというのは、結局、狩野川台風のときなんか、やっぱり大きな台風だと、大体、山からの木材が、切り出した木材だとかいろんなものが流れてきて、それがどこかをせき止めて災害につながっていくようなのを目にしたりするので、そういう危険性はないのかということでお聞きします。

A 保育間伐をする場合ですけれども、切った木というのは等高線に沿って処理をして

崩れないように置くというふうに事業者のほうにも指導というかお願いをしているところがございますので、崩れるようなことがないように施工はしております。

Q 例えば民間のというか、土地の山のその所有者が、その間伐された木というのは自分たちで後は処分するというところでいいのでしょうか。

A 作業道等をつくらないものですから、運び出せるものがあれば、別にそれは所有者がどのように使ってもいいかと思うんですけれども、基本、作業道を設置をしないので、なかなか搬出というのは難しいかと思います。

Q 何となく山の環境を守るために風倒木というのは割と処理されるような気がするんですけれども、そういう間伐されたものというのはそのまま放置でいいのかなと、ちょっと疑問になるんですけれども。

A 山林の形状にもよるんですけれども、やはり急峻なところとかそういうようなところで、なかなか作業道が設置できないようなところは、やむを得ず、その保育間伐という手法を使うんですけれども、そうじゃないところは、なるべく作業道を入れて、利用間伐ということで間伐した木材を活用するようにはしております。

Q よろしくお願ひします。

成果説明資料は85ページ、一番下の段の多面的機能支払事業353万3,000円の決算額です。

これ概要を見ますと、地域共同による農地、農業用水等の資源の保全管理を行う5年間の協定を締結した活動組織に対して交付金を交付するという制度なんですけれども、平成29年度より新たに第3期が開始されたので、令和3年度は多分もう第4期に入っているのかなと思うんですけれども、それで間違いはないか。

それとあと、事業の内容のところ、実施地区が、加殿、月ヶ瀬、関野、大平、元村とありますけれども、それぞれ対象面積がばらばらなんですけれども、交付金を受けるに当たってその辺の面積要件とかあるのか、ないのか。

それとあと、交付金の総額は348万8,000円とあるんですけれども、この交付金の交付条件、例えば上限があるのか、ないのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思ひます。

A よろしくお願ひします。

3点ほどあったかと思ひます。

まず1点目、5年間の協定期間で、令和4年度は新たに始まっているんじゃないかと

いう御質問は、おっしゃるとおり、そのとおりでございまして、令和3年度で5年目が終わるといって、令和4年度から新たな制度が始まっております。

そして、次に協定の面積の要件があるかということでございますが、多面的機能支払交付金につきましては、面積幾つなければ駄目とかそういった要件はございません。

あわせて、交付金の上限、そちらについても上限はございません。

以上でございます。

Q そうすると、その制度を、例えば利用したいというような、例えば団体とか地域があったとします。この制度は、そういった地域団体からの申請で、それを受け付けて、市のほうが仲を持って県のほうに要請する、そういう形なんでしょうか。

A おっしゃるとおりでございまして、毎年、PRとしまして部農会のほうにこういった制度の案内をさせていただいております。そういったところで、やはり一定の団体が必要になるものですから、そういった部農会等で興味があるところは個別に説明をさせていただいたり、そういったことをやらせていただいております。

やはり、この対象農地の、例えば青地であるとか、いろんな要件もございまして、まず話を聞きながら、どこの農地を自分たちやりたいんだというところを聞きながら、ある程度計画としてまとめられそうな段階で県に相談したりして、要は交付金の予算確保といいますか、そういったことをしながら協定に結ぶというような流れでやっております。

以上です。

Q 申請からいろいろ流れのことは確認できました。

そうしますと、概要説明資料に基づくと、実施地区が、先ほど申し上げた5地区なんですけれども、5年間の協定期間というのもあるんですが、令和3年度に、例えばこれ機能途中になると思うんですね。だから、新たな参入団体というのは恐らくないのかも分からないんですけれども、その辺がどうなのか。

例えば、この5地区以外に、過去に新たな地域団体からの申請があつて、その処理がどうなっているのか、その辺をちょっと聞きたいと思っておりますけれども。

A 基本的に5年間の協定ということで、5年間ここの地域、農地であるとか水路、農道を守りますよという約束になるものですから、途中でやめるというのはなかなか、国の交付金ということで難しいです。

一方で、途中から、5年間の例えば2年目、3年目でちょっと興味があるからやってみたいという、それが現実でございまして、途中から入るといことは制度上可能でござ

ございます。そういったときは、先ほど申し上げたとおり、まず現地を見させていただいて、いろんな話を聞いて計画をつくり上げるという形で、途中でも入れさせてもらうというような形で進めております。

以上です。

Q 5地区以外で、何かそういう相談、申請があったところがありますか。

A そうですね。令和4年度におきましても新たな地区がこれに取り組むというような形で、今進めております。

もう1地区、実は今相談を受けているところがありまして、早ければ来年度等々からできるのかなというようなところで、今進めている地区はございます。

以上です。

Q 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと続けてさせてください。

同じく成果説明資料80ページになりますけれども、下段の中山間地域等直接実施支払事業2,165万6,000円、財源が県支出金が1,523万ということなので、同じように県主導の政策になってくると思うんですけれども、ここに事業の内容で、同じように協定地区への交付金というのがあります。内訳は、集落協定が20、うち広域協定が2ということになりますけれども、これは、先ほどの多面的機能支払事業のような協定、それとは違うんでしょうか。協定が、例えば期間が限られているとか、そういったことがあるのかどうか。令和3年において新たな協定地区があったのかどうか。その辺をちょっと伺いたいと思います。

A こちらの中山間地域直接支払事業につきましては、おおむね多面的機能支払交付金と趣旨としては同じ方向でございます。いわゆる農地を保全、守っていくというところで、地域ぐるみで協定を結んで、こちら5年間なんですけれども、やっていくという内容は一緒でございます。

何が違うかといいますと、農地の段地、農地が存在する地形要件といいますか、中山間地域になりますので、傾斜地、段々畑と言うほうが分かりやすいかあれですけれども、傾斜地に存在している農地に対して交付金を支払うと。

一方、こちらは面積要件等もございまして、1ヘクタール以上の段地が対象になるということでございます。

令和3年度に新たな地区があったかということなんですけど、残念ながらございませんでした。こちらにつきましては、多面的と少し5年間の周期がずれておりまして、令

和2年度から新たな5年間に入っております。ちょうど令和3年度が2年目ということで実施をしておるんですけれども、新たな集落のお話はございませんでした。

以上です。

Q それでは、最後に聞きます。

今の中山間地域等直接支払事業なんですけれども、事業の効果または目的のところに耕作放棄地の発生防止というものがあります。実際にこの協定されたそれぞれの地区の事業によって、どれだけの耕作放棄地が解消されたのか、その辺のデータというのはあるんでしょうか。

A 耕作放棄地の解消というところまではないんですが、こちらの交付金が、この農地がしっかり耕作されている、保全されているということが交付の条件になるものですから、そういった意味では、今120ヘクタールほど、この中山間地の交付金の対象農地があるんですけれども、こちらについてはもう適切に保全をされているというような形で、ちょっと私の記憶では、耕作放棄地から解消して、それが再生されたという農地はちょっとございません。

以上です。

Q 最後、確認したい。

となると、あくまでも農地として利用しているところを保全するものに対しての交付金制度ということですね。

目的として耕作放棄地の発生防止とかあるんですけれども、例えば、これ、ごめんなさい。既に耕作放棄地を、例えばこれからの農業を考えていく上で農地の集約であるとか、その辺をやっていないと、なかなか担い手が不足している中で継続できないというところあるんですが、例えば耕作放棄地一帯に対して、そこを農地にします、例えば農地法人でもいいですし、地域団体でもいいんですけれども、そういう要請があった場合には、この交付金じゃなくて別の制度があるんですか。

A この中山間地域の交付金の制度の中で、一応、耕作放棄地を再生して交付金をもらうということもできます。できますので、仮にそういうお話があれば、5年間かけてその耕作放棄地をしっかりと耕せるとか再生することで、5年間交付金を支払うというのは制度上できますけれども、現状ではなかなかそこまでできる地区がないというのが現状でございまして、事例としてはないというようなお話をさせていただきました。

以上です。

Q やめます。

Q よろしくお願いたします。

説明成果資料2のちょうど100ページです。

修善寺自然公園の管理事業です。

事業内容の、まず2の委託料、樹木管理受託……

○委員長 まだすみません。観光商工課入っていない。

Q いっていないの。全体じゃなかった。

○委員長 次に言いますから。

Q 決算審査なんですけれども、農林水産課のところでは聞けないので、令和3年度の農林水産課に対して、ちょっと市民目線で聞きますので、ちょっと教えてください。

テーマは88ページの有害鳥獣被害対策事業なんですけれども、伊豆市のこの有害鳥獣対策事業というのは、鹿、イノシシの被害に対する事業が大きな柱だということは分かります。

防護柵とか電気柵については、鹿、イノシシ以外のものに対しても効果がある事業なのかなというふうに思うんですけれども、それとあと、農作物の被害額とかという話も出ていましたが、あくまで、ほかの補助金等もそうですけれども、農業をなりわいとしている方の被害であったりとかに対する補助であったりとか事業であったりとかということが中心だと思うんですけれども、現実問題として、一般の市民の方から農林水産課のほうに3年度に、例えばハクビシンとかアナグマとかの被害があって、これ何とかしてもらえないかというような相談がなかったのかなというのを確認したいんです。

先輩方に聞いてみると、なかなかそういうのは役場に言ってもやってくれないけれども、その周辺一帯で、兼業農家だけでも作物作っているような方の間で、一定の被害がかなり拡大したような状態になると、過去にも市のほうで対応してくれたことがあったけれどもなみたいな話は聞いたんですけれども、そこまでの被害は3年度はなかったのかなというふうな聞き方になります。それで、そういう相談がなかったのかなという。

何でそんなこと言うかということ、最近アナグマがすごいたくさんいまして、耕作放棄地が生息地というか、繁殖に適した場所が増えちゃっていて、昼間でもアナグマとかが結構闊歩している姿をいろんなところで見るという話を、いろんな人から聞きまして、もしかしたら今後対策など取らないといけなくなるんじゃないかなというのを踏まえ

て、3年度どうだったかというのを教えてもらいたい。

それで、アナグマに関しては、確か保護動物になっているのでやたらに捕っちゃいけないとかということがあって、市役所も対応したいんだけどもできないというような事情があるのかとか、これ相談があった場合どういう対応をしているのかとか、3年度はどういう対応をしていたのかというようなことを教えてください。

A やっぱり鹿とかイノシシのほうに目が行きやすいのですけれども、確かにハクビシン、アナグマ、そういう小動物、そういう被害も実はありまして、住民の方、農家の方から相談を受けております。

中には家の天井に巣をつくっちゃって、ふんをして困るよなんていうような話がありまして、相談を受けているんですけれども、そういう場合は専門業者がいますので、そちらのほうを紹介したりしています。

敷地内、例えば家庭菜園とかそんなような形で、敷地内に畑とかそういう作物を作っているところがあって、どうしても捕まえないんだということになりますと、例えばホームセンターとかそういうところで小型の捕獲器がありますので、それで捕獲することは可能です。ただ、捕獲するためには捕獲許可申請をしなければならぬものですから、そちらは出していただくということになります。

やはり、先ほどアナグマの保護とかそういうこともありますがけれども、やはり捕るためには、やはり保護もしなきゃいけないということで、ある程度制限はございます。ちょっとすみません。その頭数は、今ちょっと答えることができないんですけれども、制限があることは確かです。

以上です。

Q ジャ、アナグマとかハクビシンの相談があった場合は専門の事業者を実際に紹介した事例があったということですか。

これからもそういう方から相談があったら、市では捕獲できないので、専門の事業者さんに捕ってもらってくださいというような対応に、市としてはならざるを得ないということですか。

A 地域でたくさん出て困るというような、さっき話がありましたけれども、そういう場合は、部農会長とか区長さんとかそういう方々に捕獲申請という書類を出してもらいように、区長会とか部農会長会議でお願いしていますので、あまりにも多い、広範囲でそういう被害があるようでしたら、その申請書を出していただければ、専門の職員がいますので、そちらのほうで調査に行って、こちらでもある程度、小型動物を捕る捕獲

箱がありますので、それを貸し出すということはできますので。

以上です。

Q それでは、87ページ、付属説明ですけれども、ここの森林整備事業、年間に5,900万円という整備管理のほうでこれだけかかっているということなんですが、市有林として、杉、ヒノキ、この建築材の評価というものをつかんでいるのでしょうか。

A 市有林で切り出された木材の評価ということでよろしいでしょうか。私どもというか、伊豆市の市有林の一部、中伊豆地区、冷川地区のほうになるんですけれども、そちらのほうの木材というのは、森林認証という認証を受けている材になります。その出材された材というのは、F S Cという森林認証の制度があるんですけれども、そちらの認証を受けて出された材ということで、ある程度そういう認証施設の審査を受けた木材となりますので、そういう面では評価を受けているというふうに考えられます。

以上です。

Q 事業の内容、(3)のところ、間伐材の販売ということがここにありまして、販売収入総額1,664万円、間伐材でそれだけの価値があるんだと。今、国産の材木の値が非常に上がっているということで、市民の財産としてどれくらいあって、そして、県の支出金もありますけれども、これだけの管理費を毎年かけていて、市民の財産を高評価されているときに、それを売却するとか、そういうことというのは、今後どういうふうに考えておるか説明願います。

A そうですね、今、ウッドショック、コロナの関係も少しあるんですけれども、ウッドショックとって、国産材の値が一時期高騰しまして、木材を売るとかなりの収入になるというような現象が起きたわけです。この市有林から出る木材については、県の森林組合連合会と販売契約を結んでいまして、より高く売れるように、森林組合のほうにお願いしております。ですから、例えば木材の長さが3メートルの物が今必要で、高く売れているといえば、現場で3メートルに切って売ります。標準では4メートルなんですけれども、3メートル物が今需要が多いので、3メートルに切ってくださいというようなことを現場で指導して、なるべく高く売れるように、県森連さんのほうで売ってくれていますので。

以上です。

Q 一般の業者ではなくて、県の森林組合さんと契約はなされるということですか。間伐材、先ほども言いましたけれども、間伐材でこのくらいの収入があるということであれ

ば、ちゃんとした建材になるような、森林組合さんのほうの要望を満たすような材木、多分もう50年、60年の木かもしれませんが、非常に価値のあるものを市で持っているというふうに感じていますので、有効に売却を促進していただけたらと思います。

次に、もう一つよろしいでしょうか。

88ページ、2と3の関係なんですけど、ちょっと私だけかもしれませんが、2の事業の内容(1)、そして3の食肉加工管理運営事業の2の(1)、この鹿、イノシシの頭数の違いについての説明と、あと、奨励金、これについて、これだけの森林を抱えて、この狩猟の専門家というのは、考えることはできませんでしょうか。補助金の2のほうですと、1頭につき7,000円ぐらいですか。そして、下のほうですと、この報奨金で1頭1万円ぐらい。この辺の鹿、イノシシの頭数がどういうふうな関係があるか。それと、この報奨費と補助費、これはダブって受けられるのか。その辺を説明してください。

A まず、頭数の違いということで、御指摘があったかと思います。

有害鳥獣被害対策のほうの、捕獲奨励金の頭数は合計で1,040になっているのに対して、食肉加工センターの買取報奨金のところは799頭になっていると。その違いは、あくまでも、2番の有害鳥獣被害対策のところの頭数というのは、有害捕獲をした頭数になります。そのうちのイズシカ問屋食肉加工センターに搬入したのが3番のところの頭数ということになります。ですから、捕獲しても、イズシカ問屋のほうに持ってきていないということも当然ございます。自己消費をしたり、そういうこともあります。

捕獲の奨励金と、イズシカ問屋に搬入したときの買取りの報奨金は一緒に受け取れるかどうかというのは、これは受け取れます。ですから、捕獲のほうの取りまとめについては、各猟友会の捕獲隊という組織があります。その班長さんが毎月集計して持ってきてくれます。イズシカ問屋の買取りのほうは、毎日、それぞれの個体の調査票をつくらせて保管しておりますので、それで頭数を数えています。捕獲をすると7,000円、1頭7,000円もらえるんですけども、それにさらにイズシカ問屋に持ってくると8,000円から1万4,000円、重さによって違うんですけども、受け取れると。ですから、一番多いと2万1,000円になりますね。1万4,000円の大きい個体を持ってくれば2万1,000円の収入になると。中には捕獲を専門に、プロのというような話がありましたけれども、プロかどうかというのはちょっと分からないですけども、毎月多くイズシカ問屋に搬入してくれる捕獲者もいらっしゃいます。

以上です。

Q 説明ありがとうございます。

これだけ広い伊豆市、それと、被害が出ているということで、ここに班長経費とか、捕獲隊というのが記されていますけれども、今言った生業、専門者がいても、これだけの区域であればよいのかな。そういう職業を目指す方もいるのではないかというふう
に思われますので、質問をしました。

以上で終わります。

Q 今の関連ですけれども、過去に伊豆市外の人が来て、地元の伊豆市の人が持っていったら、もうとっくにそういう人たちが入れちゃって入れないという苦情をよく聞いたんですが、伊豆市でやっているんだから、伊豆市の人を優先しなきゃいけないんじゃないかという、そういったトラブルみたいなことは3年度はあったんでしょうか。それともまだ根本的な問題は残っているのでしょうか。

A 以前そういうような話がありまして、確かにもののいいものから取っていくということで、そういう市外の方でも山の奥まで行って、専門でやられている方は、山の奥のほうまで取りに行くと、結構大きいやつを取ってくると。そうすると、地元伊豆市に住んでいる方で、里山のほうで捕獲したものを持ってくると、どうしても体形が違うんで、こっちが優先的になってしまうということはあるんですけれども、例えば、市外の方が2頭持ってきたと。例えば市内の方が1頭持ってきたという場合は、なるべく公平にするようにしておりますので、3年度は特にそういう苦情というか、そういうものは農林水産課のほうには聞いておりません。

以上です。

Q すみません、時間もあれで。

今度、イズシカ問屋のほうで、非常に肉が好評で売行きがいいと聞いているんですが、むしろもう在庫なんてなくなっているんじゃないかと。もっと加工を増やして、肉にしてももらえないかという声はどうも業者からあるみたいですが、3年度の中で、将来的な方向で、どんな方向が検討されていたのか。要はもっと増やすのか、それとも、民間委託のようにしてどんどんやってもらうかとか、何かそういう検討はされたんですかね。

A もともと、イズシカ問屋というのは、年間800頭処理するということで設計された施設です。それが、平均すると1,000頭ぐらいの、キャパオーバーの処理をしているんですけれども、どうしても、イズシカ問屋は熟成というものにこだわりを持っておりまし

て、冷蔵庫に1週間から10日寝かすんです。そうすると、やっぱり冷蔵庫が大体50頭ぐらい、2つのレーンで50頭ぐらいしか入らないものですから、時期によっては、1日10頭とか持ってこられても、冷蔵庫に入らないんで、今日は何等まででというふうな形でお断りすることがあります。ですから、なかなかたくさん捕ればたくさんできるかというのと、そういうわけでもないんで、なるべく数多くの個体を引き取って、多いお肉をつくりたいんですけれども、やはり能力の限界があるということで、ちょっとそこら辺が悩みの種というか、今後の課題になっております。

民営化ということもありますけれども、23年度の4月から、11年以上イズシカ問屋開設しているわけですが、当初から民営化というようなものは話が出ていまして、どのようにしたら民営化できるかということで、いろいろそのときの担当者とか、現場の職員とかいろいろ知恵を出して、考えたんですけれども、それによってだんだん、正直言って収支の改善はよくなってはいるんです。でも、あと一歩というところで、もう少し買取価格の見直しとか、もう少し効率よく、回転よく、受け取りとか加工ができないかということを考えております。

以上です。

Q それでは、成果説明資料の76ページ、シルバー人材センターの補助金は観光商工課でよかったですよね。

令和2年度の決算というのが、補助金1,250万円で、令和3年度は1,200万円と。運営補助の基準というのが、どうなっているかということと、登録人数の変化等によっても影響するんでしょうかという質問をさせていただきます。

A よろしく願いいたします。

まず、今、御質問のございましたシルバー人材センターの補助金の関係なんですけれども、こちら、毎年補助金のほうを10%ほどシーリングするという方針がありまして、そこでシルバーセンターさんと相談させていただいて、あまり補助金を減らされると、この市の補助金と連動して、国・県からの補助金も減ってしまうというところがありまして、令和2年と3年度では1,200万という形で補助金を支出させていただきました。

明確な基準があるかということがあるかということなんですけれども、こちらは特に明確な、こういう経費がこれくらいだから、その何パーセントというところの基準はちょっとございませんけれども、シルバーセンターさんと協議をさせていただいて、補助金の金額は決定はさせていただいております。

会員数のほうなんですけれども、令和3年度は271名という形で伺っているんですけども、こちら年々減少をしているというところなんですけれども、会員さんが減ったから補助金が減るということは、それに連動することはないんですけれども、こちら、シルバーさんの経費、支出の金額と収入のほうを見させていただいて、補助金のほうは決定させていただいております。

以上です。

Q 分かりました。

実は、御存知かと思えますけれども、今度委員会でシルバーさんからの要望も上がったりしているものですから、また、そのときに詳細については、いろいろ確認させていただきます。

以上です。

Q よろしくお願ひします。

成果説明資料のちょうど100ページ、7番の修善寺自然公園のところですか。事業内容についてお伺ひします。

まず2番です。樹木管理委託ほかという703万5,000円とありますけれども、これは枯れた松の伐採だと思うんですけれども、違ったらおっしゃってください。ならば、これは、昨年何本の木を伐採したのか、お願ひします。

また、木を切った後の後始末ですよ。この後はどのような対応をするのか、その辺もお伺ひします。

A まず、この樹木管理委託のところなんですけれども、こちら松くいのか枯れた木の伐採ではなくて、そちらは令和4年度のほうに繰越しという形になっておりますので、こちらは修善寺自然公園の樹木の管理という形になっております。

松枯れの伐採なんですけれども、調査は301本、こちらは人の入れないところは調査から外しているんですけれども、人の立ち入るところ301本調査をしたところ、伐採のほうは201本伐採をさせていただきました。伐採した松につきましては、チップに加工して処理をさせていただいております。

以上です。

Q 201本切ったということですよ。すごい数だと思いますよ。それだけ被害が大きいということ。それともう一つ、201本切ったならば、切ったところの後をどのようにするかということは聞いたんですけれども、前にもみじに木を植えるとかということ

聞きましたけれども、それでよろしいか。また、ほかのことに、何らかの形で花を植えるとか、そういうことは計画があるのかどうか、お願いします。

A 指定管理者のほうから、もみじを植えたいという御要望はいただいているんですけども、今時点で何を植えるというところはまだちょっと検討中なんですけれども、松を切った後から、小さい松が出てくるところもありますので、その松については守っていきたいと考えております。

以上です。

Q ありがとうございます。

小さい松が出るということは、自然の法則で十分あり得るんですよね。東京の明治神宮なんかもそうですよね。原生林約100年たったんだけれども、あえてそのままにしているんですよね。そういうことにすると、それもよからうし、虹の郷はあまりにも人間が手を加え過ぎたというところもあるだろうし、その辺の感覚がちょっとバロメーターとしては難しいと思うんですけども、その辺もうまく処理してほしい。とにかく松が枯れて、本当にみすぼらしい状況の虹の郷というか、自然公園になっちゃったもので、その辺はしっかり見て、今の松を十分生かしてほしいんですけども、じゃ、201本切ったならば、健康な松というのは、今の状況で十分保てると思っていますか。どうですか、その辺。

A 201本伐採させていただいたんですけども、やはりまだ被害のほうは広がっておりまして、松くい虫の防除の薬剤散布のほうは、毎年行っているところなんですけれども、なかなか松枯れの勢いは止められていないというのが現状です。

以上です。

Q 昔は、年に2回の散布と、年に3回の散布とあったんですけども、今は2回ですよね。僕前にも言ったんですけども、3回が2回に減っちゃうと、もっともっと松が枯れるよ。だから、3回にしたらどうかということを行ったんですけども、それについては、皆さんどのように考えていらっしゃいますか。

A 今、2回に分けて薬剤散布しているんですけども、1回につき、面積を決めて、1回につき2回薬剤散布をさせてもらっています。計4回薬剤散布をしているというのが現状です。

以上です。

Q ありがとうございます。

場所によっちゃ、ドローンでやるところもありますよね。それもあの面積だと、果た

してドローンがいいかどうかということは分かりませんが、多分あの面積だと、ドローンは無理だと思うんですけども、枯れないようにうまくやってください。

それで、次の3番の借地料ですね。前、鈴木議員が一般質問しました。これ、オープンして32年で、それで、ここを設計するに当たって、前からやっているんだから、当然バブルの最盛期のときの伊豆市の評価額が設定なんですよね。そうすると、今の評価額は下がるし、虹の郷がお客さんが減っている。そういう中で、僕は何回も言ったことあるんですけども、金額はオープン当初、千五十数万円で全く同じだったんですよ。その辺を交渉する、契約のときに交渉するとかというのは、絶対必要だと思うんですけども、地主さんがなかなか承諾してくれなかったら、それじゃ、契約を解除させていただきますよぐらいの強い言葉も必要だと思うんですよ。その辺いかがですか。

A 確かにおっしゃるとおり、借地料につきましては、昔のままの高い状態のまま現在にきているところです。今、虹の郷の借地解消に向けまして、借地を購入させていただくというところを進めさせていただいております。本当にまだ令和3年度、借地の筆数として34筆、面積が大体9万3,000平米借地しているんですけども、そのうち、令和3年度につきましては、5筆で7,500平米と、そんなに進んでいないんですけども、今後もこの借地解消に向けて、土地の購入のほうを進めていきたいと思っております。

また、土地代、借地料につきましても、更新のときに、土地を貸していただける方にも協議をしていきたいと思っております。

以上です。

Q 絶対にオープン当初から全く同じなんだよね。それで、今上がった金額というのは1,127万4,000円で少し上がっちゃっているんだよね。この辺は何で上がったのか、ちょっとお願いします。

A 令和2年度に、買収に向けて境界確定のほうをさせていただいて、面積の減ったところもあるんですけども、そこでちょっと増えてしまったというところもありまして、その関係でちょっと増額をしているところです。

以上です。

Q ありがとうございます。

それで、次は枕木の改修工事で1,903万円を計上してございます。そして、もう一つ、寄附金が1,064万5,000円、クラウドファンディングですけども、これだけ寄附が集まってとってもよかったと思っているんです。ちょっと単純なことなだけですけども、すなわち1,903万からクラウドファンディングの1,064万5,000円を引くと、実質的には、こ

の引いた金額が枕木の工事費ということなんですか。

A 工事費といたしまして、1,903万円なんですけれども、その財源の内訳としてクラウドファンディングの寄附金が1,064万5,000円、そのほかは市の一般財源という形で、工事費につきましては1,903万円となります。

以上です。

Q 枕木は、それじゃ、何本改修しましたか。

A 全部で3,200本あった中で、1,087本を改修させていただきました。

以上です。

Q すみません、93ページです。

下段の産業強化事業ですけれども、委託事業なんですけれども、決算の説明にはないもので、まずこれが実施されたかどうかから確認したいんですけれども、予算の概要説明書の中に、産業振興業委託料として、観光調査事業というのが入っていました。これは、伊豆市を訪れる観光客の属性、流動実態、観光消費額等々を調査して、把握して、新たな資料にする。そして、継続的に分析を行うことで、観光施策の効果検証、概略ですけれども、行うということだったんですけれども、これは実施されたんでしょうか。

A 観光調査事業なんですけれども、こちら93ページの⑤の観光入込統計事業の中の右側の観光消費額及び効果調査という中に、予算の中で説明させていただいた調査事業を実施いたしました。

以上です。

Q そしたら、その調査結果の大まかな結果を教えてください。

A 以前、伊豆市への観光客の皆様というのは、シニア層の夫婦が多いという調査結果とイメージもあったんですけれども、令和3年度調査したところ、そういう方も当然いらっしゃるんですけれども、若い親子、小学生を持った親子が多いというところもございまして、あと、日帰りのお客様もかなりいらっしゃるというところが分かりましたので、こちらの調査結果を踏まえまして、令和4年度の産業振興協議会の委託事業の内容のほうに加味をさせていただいております。

以上です。

Q 今、大体概略分かりました。具体的に何かポイントとなるような反映事業、効果がありそうな反映事業は何か挙げられますか。

A こちら令和4年度に反映した事業という形でよろしいでしょうか。

今、産業振興協議会のほうに、伊豆市版DMO事業という形で、伊豆市の宝に体験してもらおう、触れてもらって満足してもらってリピーターとなっていただくという事業を進めているんですけども、その中の一つがよく言われる観光コンテンツの中に入れ込んでもらって、そういうメニュー化を目指していただいております。

以上です。

Q 分かりました。

それに関連することなんですけれども、93ページの説明の中で、1の1の①伊豆市版DMO事業で、観光コンテンツ商品化ということで、予算では、20のコンテンツを造成するとあったんですけども、このコンテンツというのはどのようなものでしょうか。

A 伊豆市を4地区ありまして、それぞれの地区で、5つぐらいの観光コンテンツを商品化にさせていただくということを行っていただきまして、21コンテンツを実施しております。

内容といたしまして、修善寺でいいますと、旭滝がライトアップされておりますので、それをタクシーを使って見に行こうというツアーでしたり、土肥ですと、ジオガイドと巡る漁船ジオクルーズ、あと、西伊豆スカイラインをeバイクで走りましょとか、そのような体験型のガイド付きのツアーのほうを21コンテンツつくらせていただきました。

以上です。

Q 成果資料の94ページ、緊急対策事業、たくさんあるんですけども、そのうち、市民限定宿泊割引交付金ということで、令和3年の4月から5月31日まで実施されたんですけども、4月19日に販売完了したということで、3,000枚中1,598枚が売れて、利用率が53.26%、期限前に予定数に達したのに、この利用率は非常に低かったと思うんですけども、その辺を検証されましたか。

A こちら、5,000円券を販売ではなくて、各観光協会さんの各支部で希望者にお分けするという形で、無料でお分けしました。その結果、やはり無料でもらったのを当然使った方もいらっしたんですけども、予約が取れなかったのかどうかとちょっと分からないんですけども、無料で配付して、取りあえずもらっていかうかという方が多かったのかなとちょっと感じております。今後やるようでしたら、幾らか料金を、食得券みたいに、幾らかで販売をするというほうが利用率は上がるのかなと考えております。

以上です。

Q この制度を聞いたときに、取りあえず行くか行かないか分からないけれども、買ってみたいなきっかけがあったと思いますので、ちょっとまずいなと思ったら案の定の数字になってしまって、これコロナ対策だと思うんですけども、二度とこういうことがないような、コロナが早く収束してほしいんですけども、もし何らかの割引等があるときは、今言われたように、少し検証して、効率よくお願いしたいと思います。非常にすばらしい事業でしたので。

以上です。

(委員間討議) なし

【建設部(用地管理課)質疑の追加回答】

A すみません。4つ質問があったかと思うんですけども、まず、それでは、市営住宅のほうからでよろしいでしょうか。

市営住宅の解体の予定と廃止の予定ということなんですけれども、説明させていただきまして、湯ヶ島地区のほうがちよっと戸数が多いということで、そちらのほうと年数が古いというところもありまして、そちらのほうからちよっと考えているところがあります。団地名から言いますと、一番古いものとしては東原団地と、次、田沢団地、宿団地、西平団地と青羽根団地を解体予定として考えております。

解体の予定としては以上になります。

次に、すみません、砂防の関係でよろしいでしょうか。砂防事業のほうなんですけれども、毎年10億近くの工事のほうを実施いただいております。その中で、新たに新規で、新たに砂防の堰堤をつくっていただいているところ、最近で見ると、加殿の鹿群山、今回ちよっと完成ということで、この頃ちよっと考えております松沢川堰堤というものはあります。

今、大規模的にちよっと見えるのは、温泉病院の奥のほうに、山裾にやっているんですけども、奥の沢というところが、大きな堰堤としては造られているところがあります。

また、最近議員が言われましたとおり、流木ということで被害があるということから、今までにつくられた堰堤を改修して、スリット化ということで事業のほうも進められております。ちよっと資料として、湯ヶ島出張所というところがありまして、そちらか

らちょっとデータ頂いたので、私がちょっと確認しているところもありますので、その旨も説明したいと思えますけれども、議員が言われましたように、筏場の奥の地獄沢というところがありまして、そこもスリット化というものを行われております。それと、先ほど言いました温泉病院の上のところにも、既設の堰堤がありまして、そこの改修も行われて、1基スリット化が行われております。それと、資料でちょっと提出いただいたところなんですけれども、鈴木委員言われました城川の上流のところ、そこについても、スリット化の工事が進められておりますし、湯ヶ島の猫越という地区にも堰堤が何機かあるんですけれども、そちらについてもスリット化が進められております。

あと、今、昔、平和寺のところちょっと関係があったところなんですけれども、柿木というところが大寺柿木なんですけれども、そこの工事についても、今、ちょっと進んでいるような状況なんですけれども、まだ、その準備段階というところではあります。

砂防堰堤の工事については以上になります。

続きまして、市営住宅の不納欠損の関係になるんですけれども、よろしいでしょうか。

市営住宅の自己破産によりまして、昨年度47万400円という金額のものが不納欠損させていただいたというところになります。こちらにつきましては、破産処理についてということではないんですけれども、文書保存期間ということで10年間の書類の保存という形にはなります。対象者なんですけれども、この金額ですけれども、1人の方であります。

件数17件とありますけれども、17か月1件、1月1件ということで、17か月分ということで、この人が17か月たまっていったという形になります。

この人もちょっと相談を受けているところがありまして、住むところということもありませんので、今後滞納しないこととということを経済条件として、今後そのまま入居ということで、今まで滞納とかをしていませんので、その辺は確認しながら実施しているところでもあります。

すみません、それについては、やっぱり早めに対応しなければいけないところが確かにあると思います。その辺は申し訳ありませんでした。

道路管理事業の境界確定通知の関係なんですけれども、これすみません、私のちょっと説明があまりうまくなかったのかなと思うんですけれども、これにつきましては、申請者ということで、個人とか地方自治体とかが境界確認をしたいということを申請を受けまして、それで、うちの職員が立ち会って、境界確定をして、確定通知を出したところについて、今職員が使っておりますパソコン上にある道路地図デジタル地図があ

るんですけれども、そちらのほうへ、この結果をデジタル化で載せて、それを瞬時に現場に行くことなく書類を持ち出したり、確認することなく、パソコン上で確認ができるという作業になります。

ですので、ちょっと先ほど地目という話もされたと思うんですけれども、一つの地目の周りを全部確定するわけじゃなくて、接する道路とか川とか、境界のラインを確認するという作業になりますので、地目というのはラインでちょっと考えてもらえればなと思って説明させていただきましたけれども、そういうことなので、地目だと、1筆で出される方もいると思います。個人で申請をして、宅地とか畑とか、その周りに道路が接していれば、そのラインを決めたいよということで申請される場合もありますし、自治体、県とか申請があって、砂防事業とか、急傾斜事業とかで、分筆とかやりたい場合に、その事業範囲内に、道路とか、悪水とかある場合のそのラインを確認したいよということで、それも確定という形でいいという扱いされていますので、そのくらいだと筆かなり多い、いろんな筆が混じっているところもありますので、ラインを決めておくということで理解していただければなと思うんですけれども、そちらの説明でよろしいでしょうか。

すみません、以上になります。

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案認定。